

飯島町こども計画

(案)

<令和7年度～令和11年度>

長野県飯島町

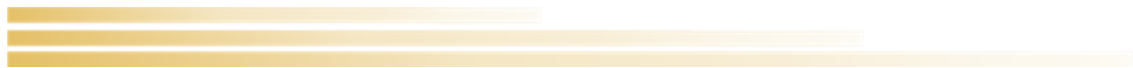
令和7年●月

も く じ

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 策定の趣旨	2
第2節 計画の概要	3
1 計画の位置づけ	
2 当町における他計画との関係	
3 計画の期間	
4 計画の対象	
第2章 こども・若者、子育て家庭を取り巻く状況	5
第1節 現状と課題	6
1 少子化の急速な進展	
2 貧困、格差拡大への懸念	
3 デジタル化の急速な進展	
4 こども・若者政策を取り巻く変化	
第2節 飯島町の状況	7
1 統計データ編	
2 ニーズ調査編	
第3章 「第2期飯島町子ども・子育て支援事業計画」の検証と課題	27
第1節 計画の検証	28
1 「第2期飯島町子ども・子育て支援事業計画」を振り返って	
2 主要施策の目標事業量の進捗状況と検証	
3 施設型給付事業・地域型保育事業	
4 地域子ども・子育て支援事業	
5 その他の事務事業の検証	
第2節 課題の整理と方向性	42
1 人口減少と少子化対策に向けたまちづくり	
2 こどもが健やかに成長していくための環境づくり	
3 ライフステージに応じた切れ目ない支援	
4 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援	
5 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）	
6 地域とこどもの関わり	
第4章 基本理念・基本目標	44
1 基本理念	
2 基本的目標	
3 基本理念の実現に向けた目標指標	
4 施策の体系	
第5章 実施計画	48

第1節 こども・若者、子育て支援のための実施計画	49
基本目標1 すべてのこどもが心身ともに健やかに成長できる切れ目ない支援	
1 すべての子育て家庭への支援	
2 妊娠前から妊娠・出産期までの支援	
3 乳幼児期における支援	
4 学童期から思春期（中学生）における支援	
5 思春期（高校生）から青年前期（22歳頃）における支援	
6 青年後期（30歳未満）における支援	
基本目標2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援	
1 困難を抱えるこども・若者への支援	
2 障がい児等への支援	
3 児童虐待防止対策の推進	
4 ひとり親家庭への支援	
基本目標3 地域全体でのこども・子育て支援	
1 地域全体でこども・若者、子育てを支える環境づくり	
2 こども・若者の安心安全な生活環境づくり	
第2節 主要施策の量の見込みと確保方策	64
1 量の見込みと確保方策	
2 認定区分と提供施設例	
3 教育・保育提供区域	
4 児童数の推計	
5 教育・保育事業の見込みと確保方策	
6 地域子ども・子育て支援事業	
第6章 計画の推進をするために	72
第1節 様々な主体による計画の推進	73
1 こどもの意見の施策への反映	
2 飯島町子ども・子育て会議	
3 関連事業	
4 庁内での推進体制	
5 地域全体での推進	
第2節 計画の進行管理	74

第 Ⅰ 章 計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

第1節 策定の趣旨

当町では、平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づく「飯島町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期飯島町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これらに基づき子育て支援施策を推進してきました。

近年、日本は急速に進展する少子化の影響を受けており、昨年の出生数は過去最低水準に達しています。少子化は、経済や社会全体に深刻な影響を及ぼすため、こども・子育て政策への対応は待ったなしの課題となっています。

また、児童虐待の相談件数や不登校・ネットいじめの件数が増加していることから、こどもや若者、家庭をめぐる課題は依然として深刻です。特に、家庭内での支援が不足している場合、こどもたちが直面する問題は多岐にわたります。これに対処するためには、地域社会全体での支援体制の強化が求められています。

国では、このようなこども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、こども基本法を令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5年12月には「こども大綱」が策定されました。

「こども大綱」においては、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元化に定めたものであり、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

★こどもまんなか社会★

全てのこども・若者が日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

このような、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことが、「飯島町こども計画」の目的です。

第2節 計画の概要

1 計画の位置づけ

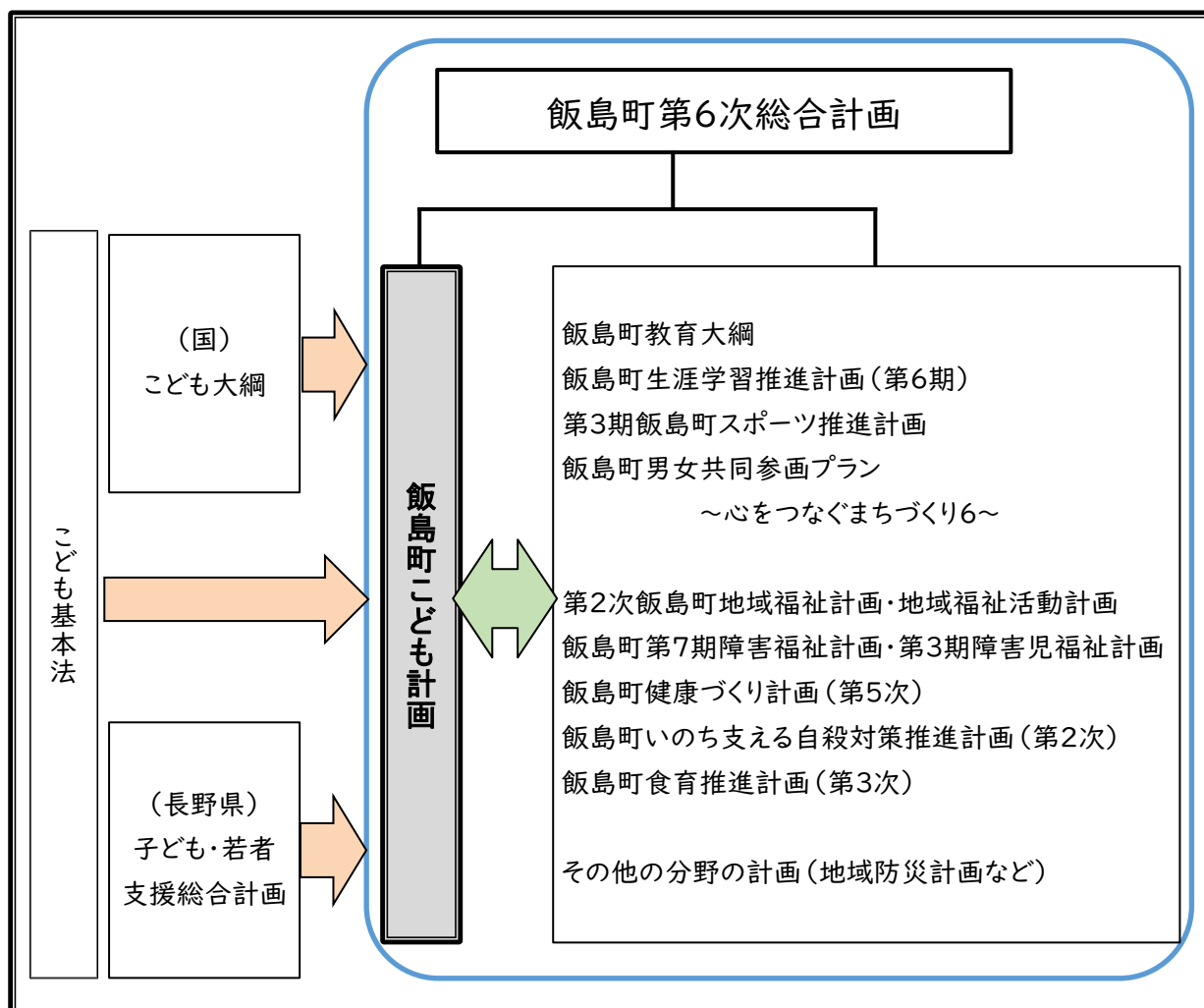
この計画は、こども基本法第10条において、国が策定するこども大綱及び都道府県こども計画（「長野県子ども・若者支援総合計画」）を勘案して市町村こども計画を作成することに努めることとされており、既存の各法令に基づく、次の計画と一体のものとして位置づけられるものです。

法的根拠	計画の位置づけ
子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援行動計画
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者計画
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	こどもの貧困対策計画

2 当町における他計画との関係

飯島町第6次総合計画をはじめ、こども・子育て支援に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、こどもや家庭への支援を総合的に推進していきます。

<関連する主な計画等>



計画の策定にあたり、こどもをもつ親へのアンケート及び懇談会、小学生・中学生アンケート、高校生・若者アンケートのほかに、こども・子育てに関わる代表者で組織する「子ども子育て会議」において計画の方向性や内容について意見の聴取等を行い、幅広く意見を反映させています。

3 計画の期間

この計画は、令和7年度（2025年度）を当初年度とし令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とします。

4 計画の対象

本計画の対象となる「こども・若者」の範囲は、0歳から概ね30歳未満とします。

※こどもや児童、若者の定義は法律や事業によって異なる場合がありますが、こども基本法においては「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）から、「学童期」（小学生）、「思春期」（中学生からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者。施策によっては、ポスト青年期の者も対象とする。）としており、こどもが若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指していることから、「概ね30歳未満」を目安としています。

第2章 こども・若者、 子育て家庭を取り巻く状況



第2章 こども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

第1節 現状と課題

1 少子化の急速な進展

近年、出生数は著しく減少し、令和5年の出生数は約73万人と過去最低水準に達しました。この急激な減少は、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況、健康上の理由など、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っています。さらに、教育機関の統廃合や地域社会の衰退を招き、経済的な成長へも影響を与えています。特に、働く親にとっては育児と仕事の両立の困難さが大きくなってきています。

また、少子化により高齢者の割合が増加し、こども世代への支援が相対的に不足する状況が懸念されています。

2 貧困、格差拡大への懸念

出生数の減少により、こども一人ひとりに対する支援の重要性が増していますが、経済的困難を抱える家庭では、育児に係る負担がより一層重くなっています。特に、低所得家庭では、教育や保育への接点が制限され、学習機会や発達支援に格差が生じる可能性があります。この格差は、こどもの将来の機会を狭め、社会全体の格差拡大を加速させる恐れがあります。

また、経済的な支援が不足した場合、家庭の貧困が連鎖し、次世代への悪影響を及ぼす可能性があります。

これに対抗するためには、貧困家庭への支援強化や、教育機会の均等化が急務です。

3 デジタル化の急速な進展

教育現場では、オンライン学習やデジタルツールの導入が進んでいますが、家庭や地域によるデジタル環境の格差が問題となっています。経済的に困難な家庭では、適切な機器やインターネットアクセスが不足し、学習機会に差が生じることがあります。

また、こどもたちは活用されているデジタル技術に関する知識（が未熟で、オンラインでのプライバシーやセキュリティのリスクに対する意識が低い場合があります。さらに、過度なスクリーンタイムが健康や社会性の発達に悪影響を及ぼす懸念もあります。

これらの課題に対処するためには、教育機関でのデジタルスキル教育の強化、全てのこどもに平等なデジタル環境を提供する政策、そしてオンライン安全教育の充実が必要です。

4 こども・若者政策を取り巻く変化

国は、こども家庭庁の創設やこども大綱の策定を進め、こどもたちと若者の支援強化を図っています。また、令和5年4月に施行された「こども基本法」では、全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会を確保することが求められています。

これらの課題に対応するためには、全てのこどもたちに対する公平で包括的な支援体制の強化が求められています。

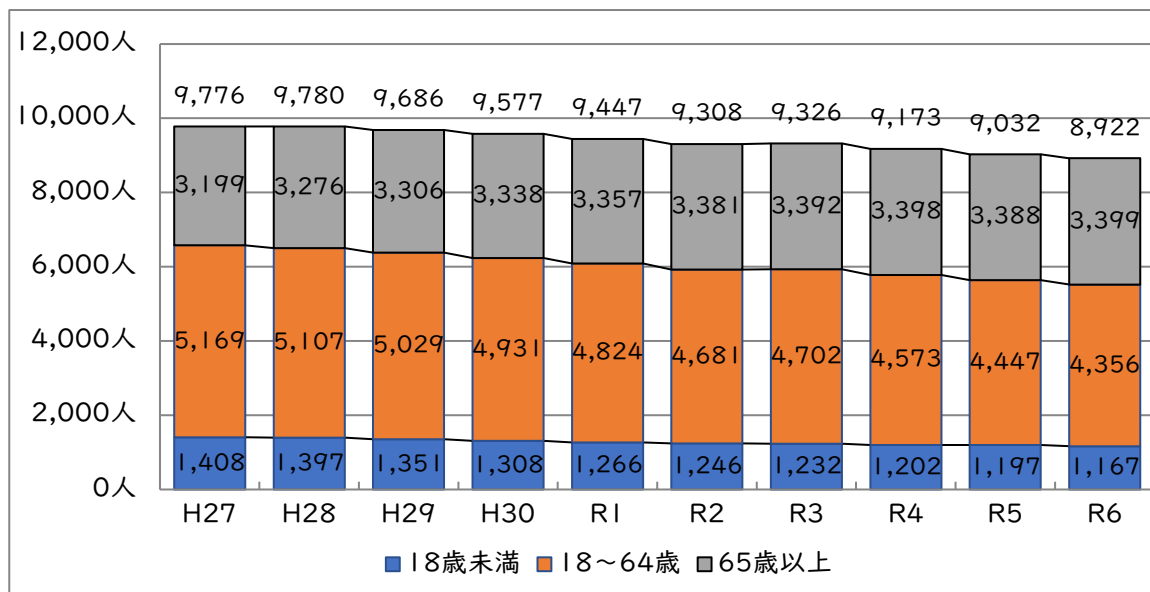
第2節 飯島町の状況

Ⅰ 統計データ編

(1)人口

当町の人口は減少を続けており、令和6年度には9,000人を割り込みました。令和3年度を除き、平成29年度以降は年間100人を超えるペースで減少が進んでいますが、内訳をみると65歳以上人口はほぼ変わらず、それ以外は減少の一途をたどっており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

図表 2-1 人口の推移

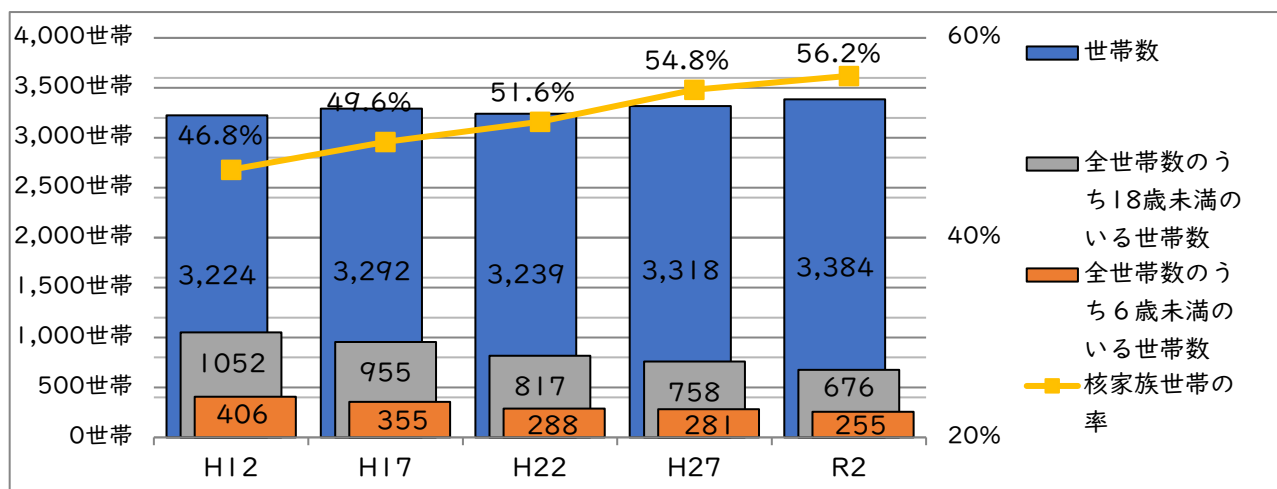


出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2)世帯の状況

世帯数は、増減を繰り返しながら増加傾向にあります。核家族世帯の数が増加していることに起因していると考えられます。また、6歳未満のこどものいる世帯、18歳未満のこどものいる世帯ともに減少しています。

図表 2-2 世帯数・構成の推移

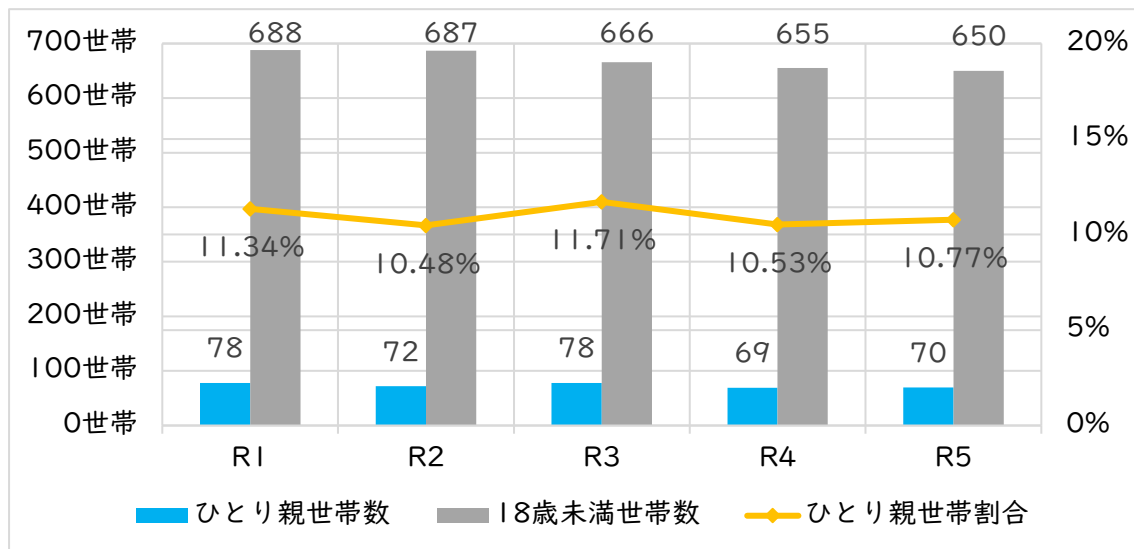


出典：国勢調査（各年10月1日現在）

(3)ひとり親世帯の状況

18歳未満のこどものいる世帯に占めるひとり親世帯の割合は、毎年10%程度で推移しています。

図表 2-3 ひとり親世帯数の推移



出典：ひとり親世帯数：飯島町行政報告書

18歳未満世帯数：住民基本台帳（各年3月31日）

(4)婚姻率の推移

婚姻率をみると、全体的に率が低下しており、未婚化が進んでいるといえます。男性・女性ともに20代で婚姻率が低下し、晩婚化が進んでいることがわかります。いずれも少子化の要因のひとつとされています。

図表 2-4 男性の婚姻率の推移

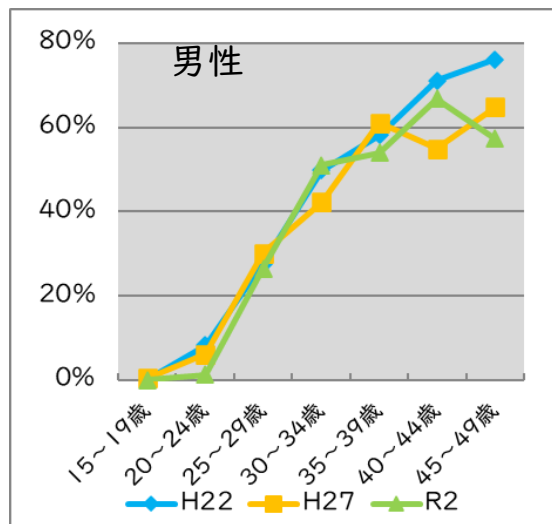
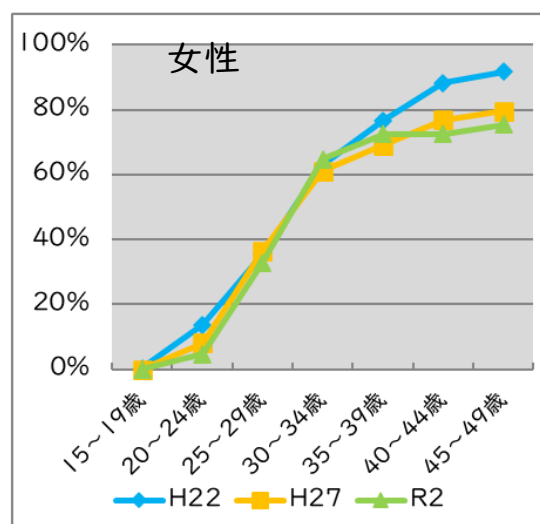


図 2-5 女性の婚姻率の推移



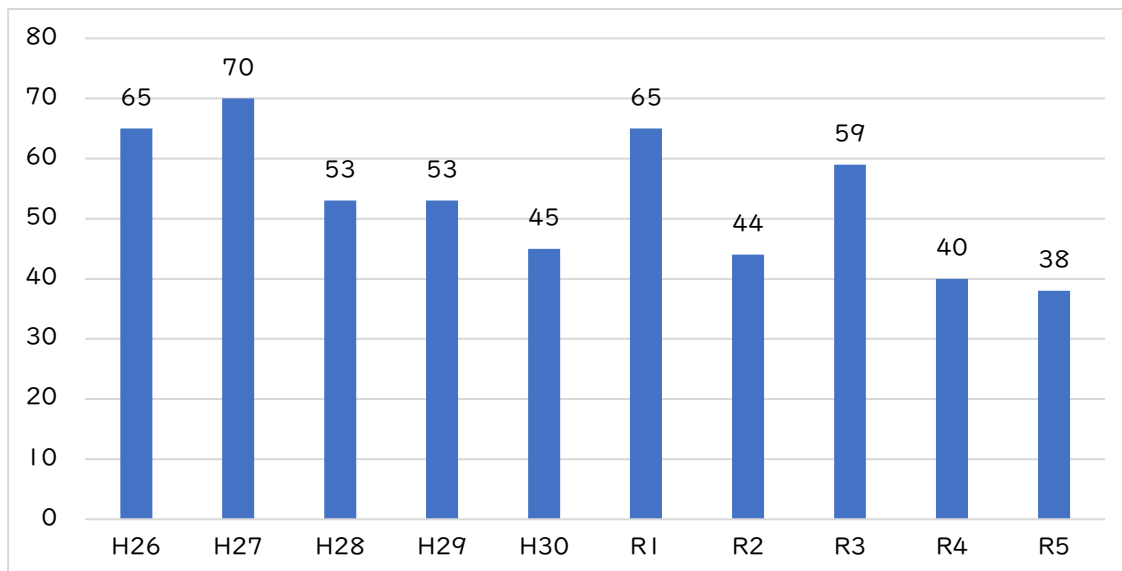
	男性				女性		
	H22	H27	R2		H22	H27	R2
15～19歳	0.0%	0.5%	0.0%	15～19歳	0.4%	0.0%	0.0%
20～24歳	8.2%	6.1%	1.3%	20～24歳	13.7%	8.2%	4.7%
25～29歳	27.6%	30.1%	26.5%	25～29歳	35.5%	36.6%	32.9%
30～34歳	49.8%	42.2%	51.0%	30～34歳	62.9%	61.1%	64.7%
35～39歳	58.2%	61.1%	54.0%	35～39歳	76.7%	69.1%	72.4%
40～44歳	71.1%	54.9%	66.8%	40～44歳	88.3%	76.9%	72.5%
45～49歳	76.1%	64.8%	57.2%	45～49歳	91.7%	79.6%	75.3%

出典：国勢調査（10月1日現在）

(5) 出生数

当町の出生数は、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。平成 30 年には 50 人を割り、令和 5 年には 40 人を割っており、10 年前より 30 人ほど減少となっています。

図表 2-6 出生数の推移（人）

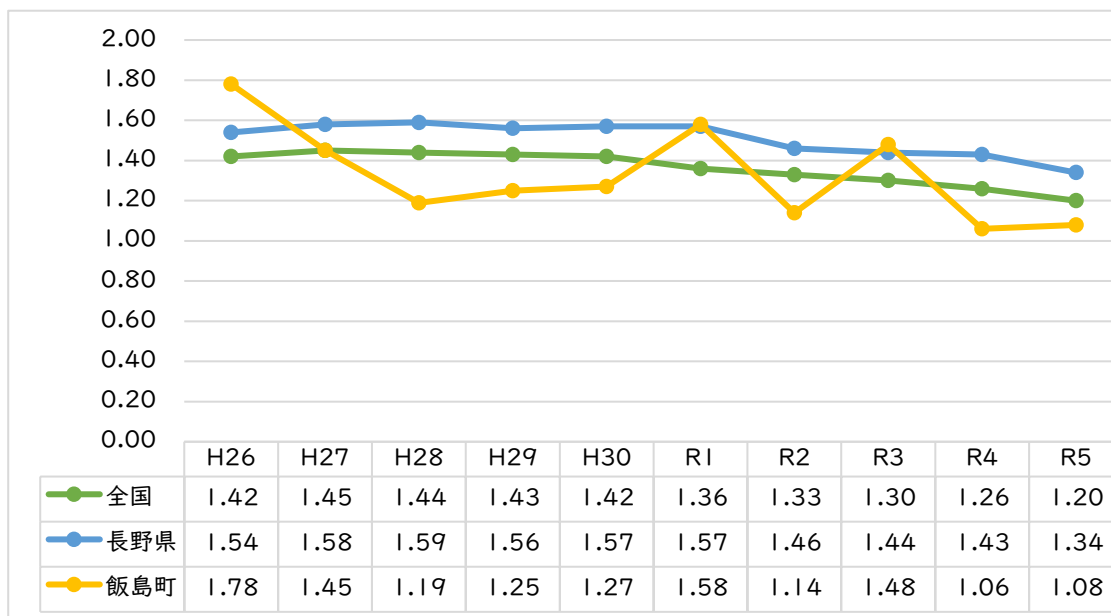


出典：住民基本台帳・人口・世帯数表

(6) 合計特殊出生率

当町の合計特殊出生率は、平成 26 年に 1.78 となりましたが、その後低下し、令和 5 年時点で 1.08 となっています。また、全国（令和 5 年時点 1.20）と比較すると、低い水準で推移しています。

図表 2-7 合計特殊出生率の推移



出典：地域経済分析システム（RESAS：リーサス）

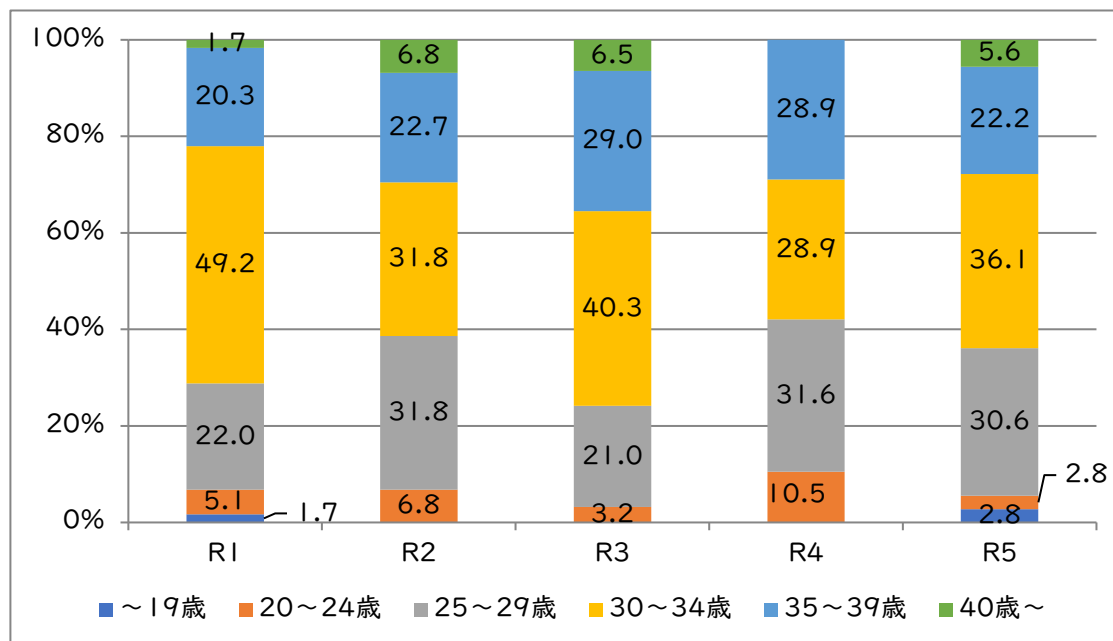
平成 30 年までの実績値は、飯島町人口ビジョン（令和 2 年 10 月）

令和 1 年以降の実績値は、飯島町健康福祉課

(7) 母親の年齢別、出生数

出産時の母親の割合を年代別にみると、30歳～34歳が増減を繰り返しながら減少しています。また、19歳以下や40歳以上の出産が一定数います。

図表 2-8 母親の年齢別、出生数の比較（5年間の比較）

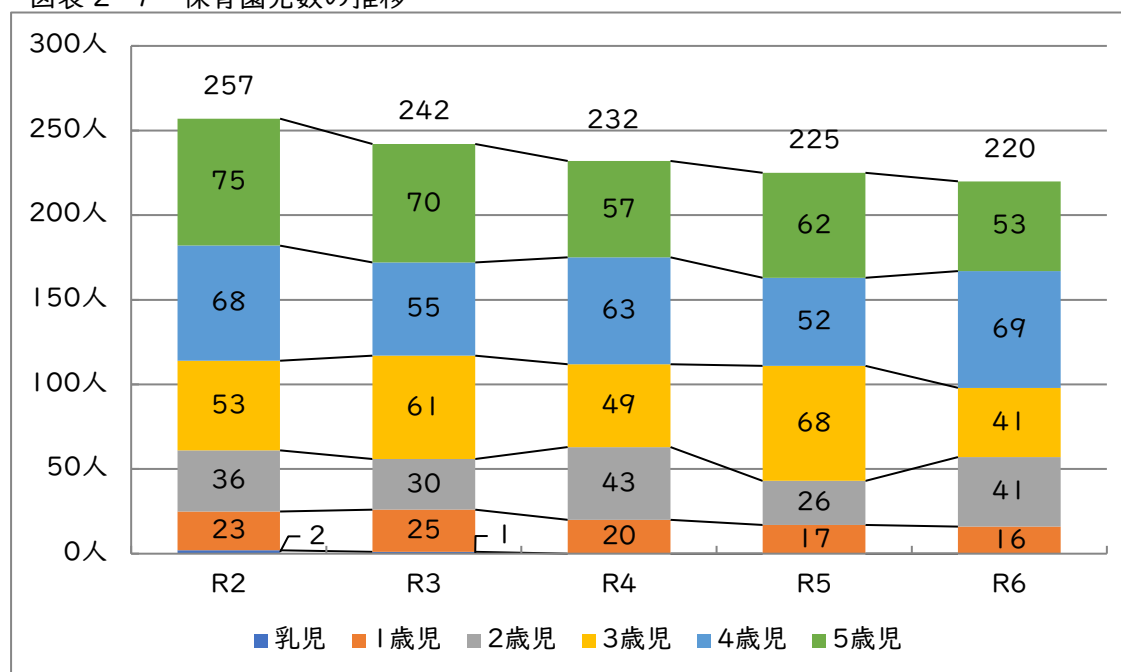


出典：健康福祉課

(8) 保育園児数

出生数が減る中、園児数も年々減少しています。3歳以上児の数は減少しており、3歳未満児の園児数の割合は増加しています。今後も同様の傾向がみられる見込みです。

図表 2-9 保育園児数の推移

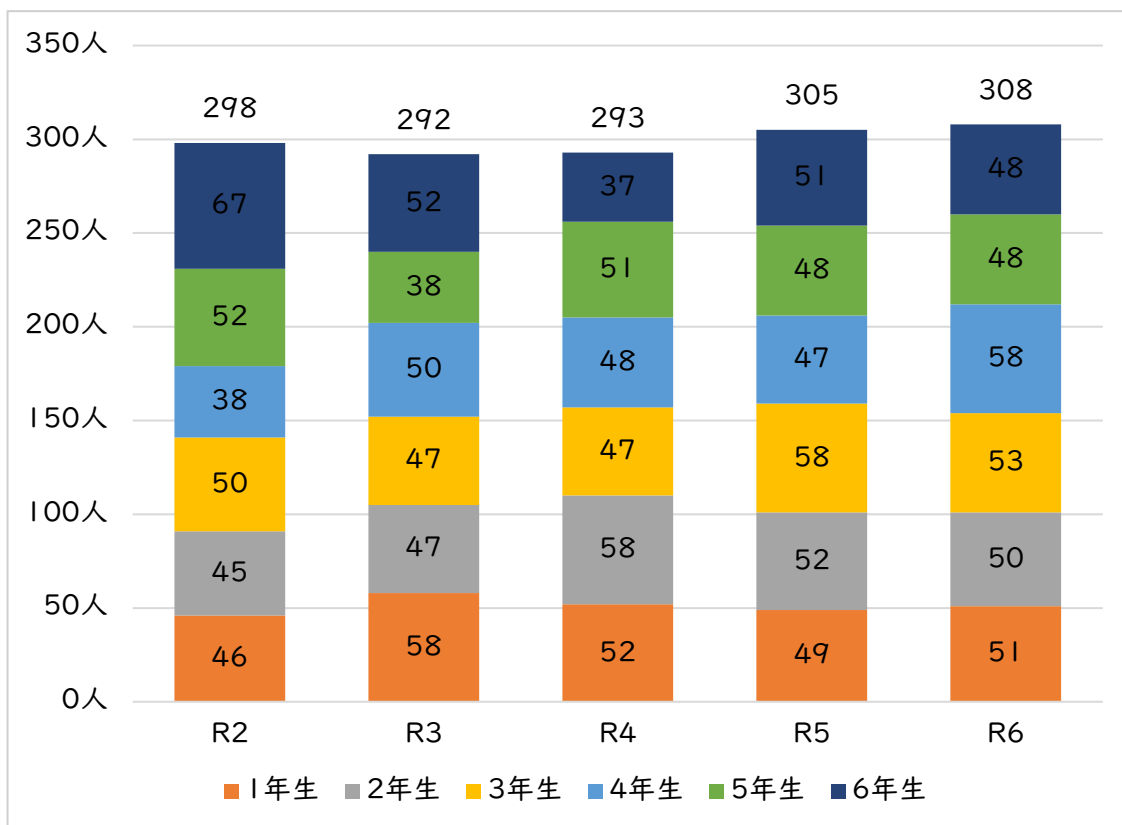


出典：教育委員会（各年4月1日現在）

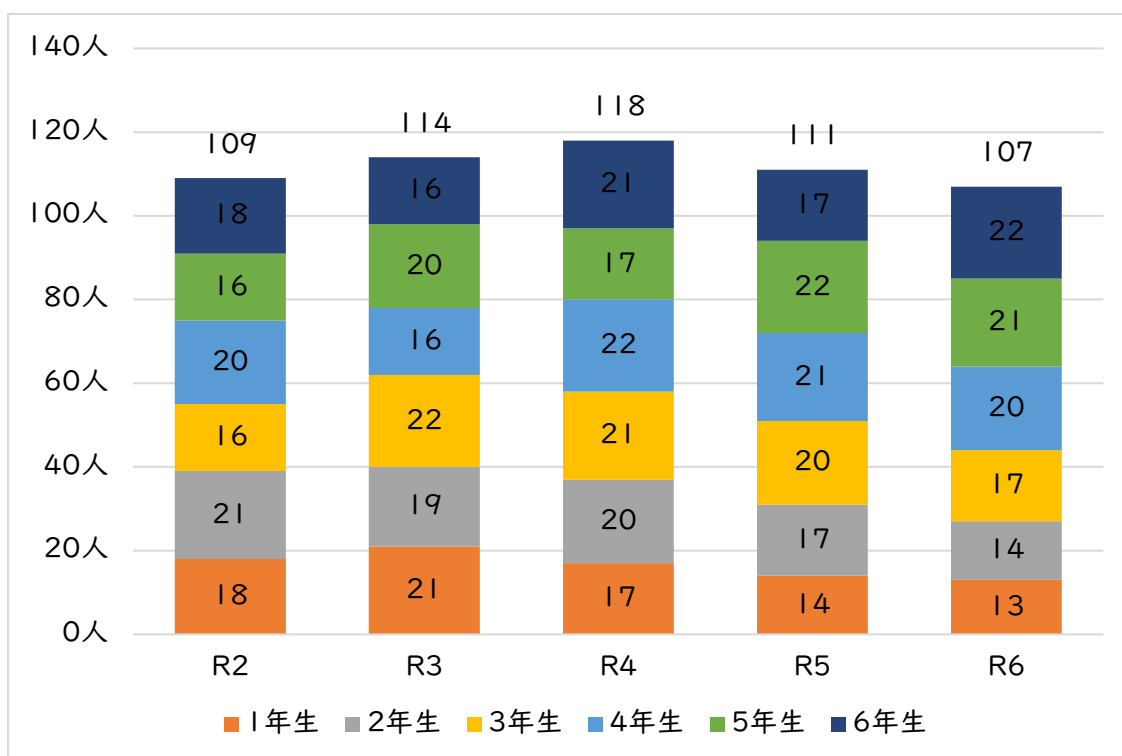
(9)小中学校の児童数の推移

小学校はこの5年間は横ばいであるものの小中学校の児童生徒数は10年前に比べ、130人ほど減少しており、今後も減少することが見込まれます。

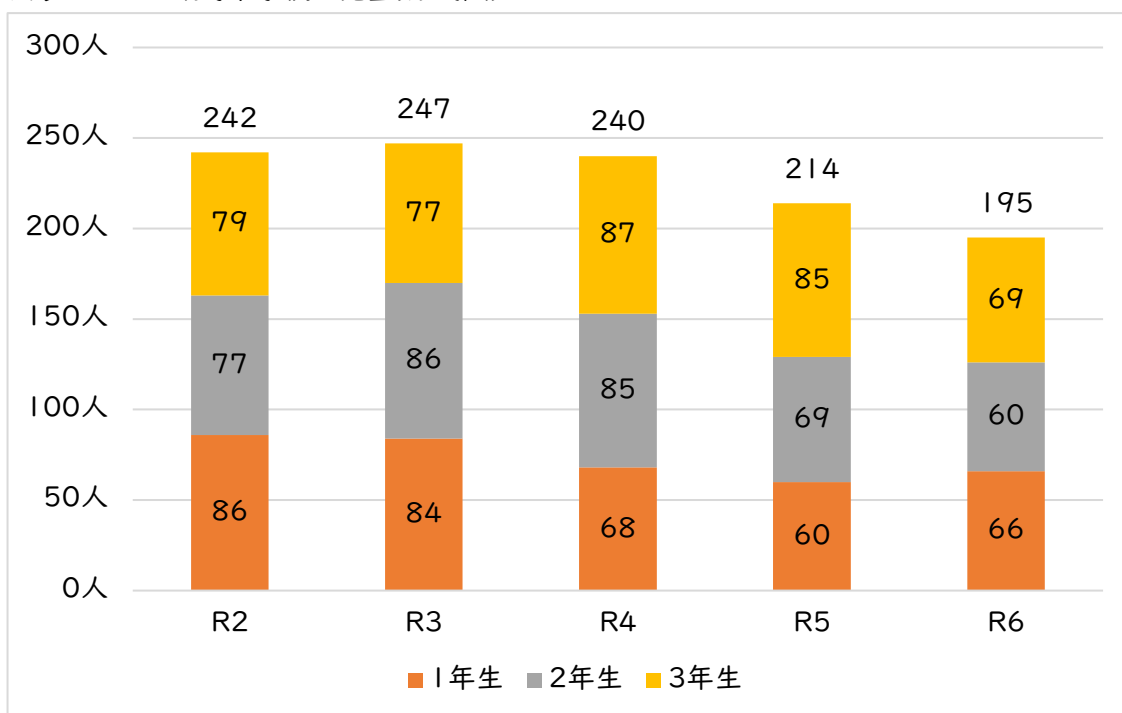
図表 2-10 飯島小学校の児童数の推移



図表 2-11 七久保小学校の児童数の推移



図表 2-12 飯島中学校の児童数の推移

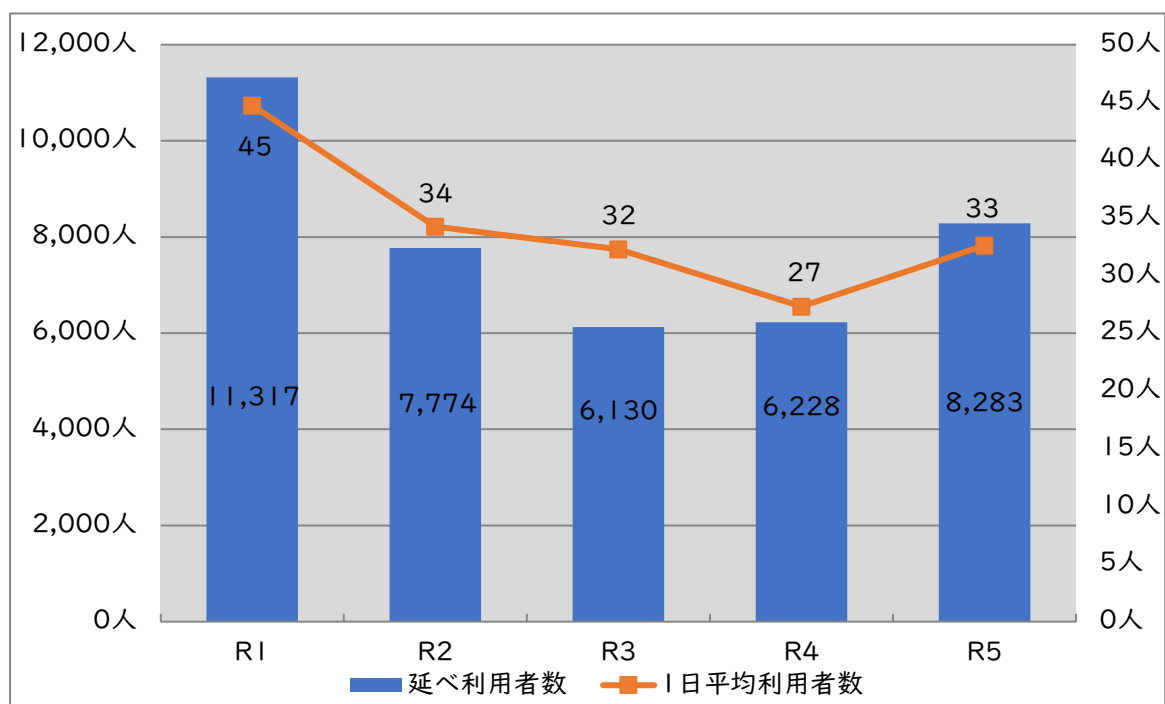


出典：教育委員会（各年4月1日現在）

(10)地域子育て支援センターの利用者状況

新しい施設、講座内容等により利用者は町外利用者も含めて増加しました。令和2年からのコロナ禍により、利用者は激減しましたが、新型コロナウイルス感染症が5類になり元に戻りつつあります。出生数の減少もあるため、今後は、横ばいから減少傾向が見込まれます。

図表 2-13 地域子育て支援センターの利用者状況の推移



出典：教育委員会（各年3月31日）

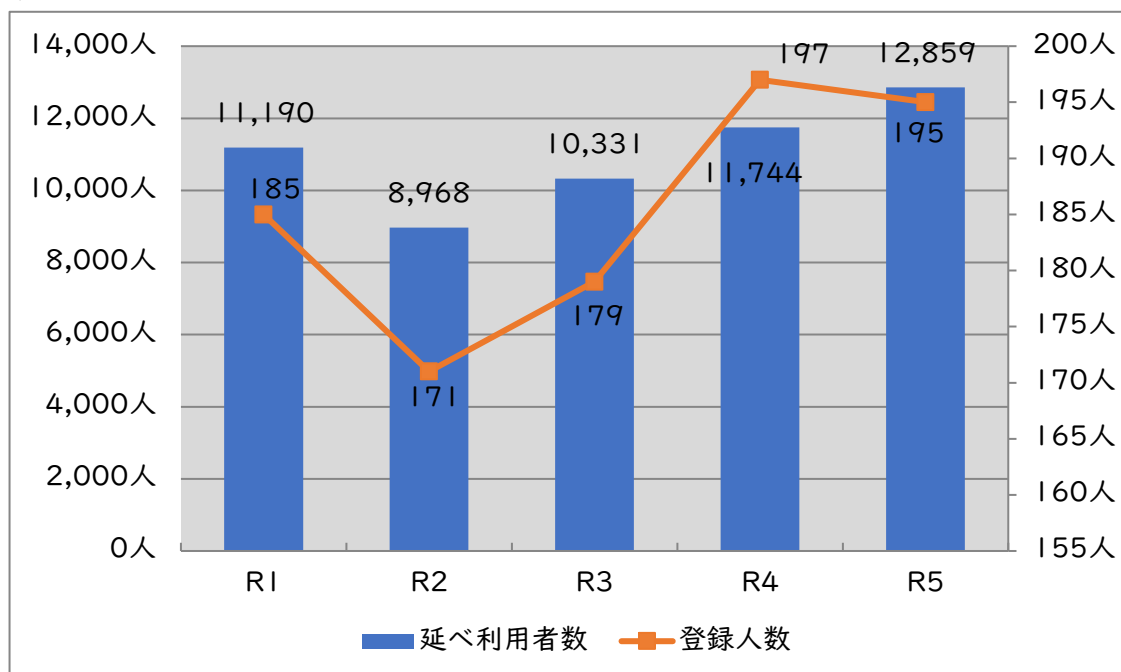
(11)学童クラブの利用者状況

平成 27 年度より全学年の受け入れを開始し、翌平成 28 年度には全ての小学校区で学童クラブが常設化されました。その結果、利用者数は年々増加の一途をたどり、平成 30 年度には延べ 10,000 人に達しました。さらに、令和元年度には 11,190 人となり、着実に増加傾向を見せていました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和 2 年度には 9,000 人を切るまでに一時的に減少しました。その後、感染症対策の進展や社会状況の変化を背景に少しずつ利用者数が回復し、令和 5 年度には 12,859 人に達し、コロナ禍前の水準を上回る結果となっています。

この増加の背景には、家庭での働き方の多様化や核家族化の進展が影響していると考えられます。共働き世帯の増加や在宅勤務の普及により、放課後のこどもたちを安心して預けられる場として、学童クラブのニーズが今後さらに高まっていくことが推察されます。

図表 2-14 学童クラブの利用者及び登録者数の推移



出典：教育委員会（各年 3 月 31 日）

2 ニーズ調査編

アンケート調査結果の概要について

(1)調査の目的

子育て家庭の生活実態をしっかりと把握し、より効果的な子育て支援策を検討するため及びこどもたちが夢や希望をもって育っていくためには、どうしたらよいかを考えるための基礎資料とすることを目的とする。

(2)調査の概要

対象地域 飯島町全域

調査期間 令和6年6月24日～令和6年7月22日まで

調査種別		調査人数	抽出方法等
こども・子育て支援に関する調査	未就学児童の保護者	240人	住民基本台帳より抽出 保育園・学校を通じ配布及び郵送 いいちゃんポストなどによる回収 WEB 回答
	小学生児童の保護者	206人	
こども・若者の生活に関する調査	町内の小・中学生	334人	小学生5・6年生及び中学1～3年生に対し、学校経由にてWEB 調査を実施
	町内の高校生～25歳	681人	住民基本台帳より抽出し、郵送 いいちゃんポストなどによる回収 WEB 回答
子育て中保護者との懇談	町長を囲んでおしゃべり会実施		

(3)調査結果

対象者	こども・若者の年齢	配布数	回収数	回収率 (内 WEB 回答)
就学前児童保護者	0～5歳	240	156	65.00 (44.23)%
小学生児童保護者	6～11歳	206	160	77.67 (69.38)%
町内の小・中学生	10～14歳	334	239	71.56 (100.00)%
町内の高校生・若者	15～25歳	681	122	17.91 (74.59)%
	合計	1,461	677	46.34 (75.33)%

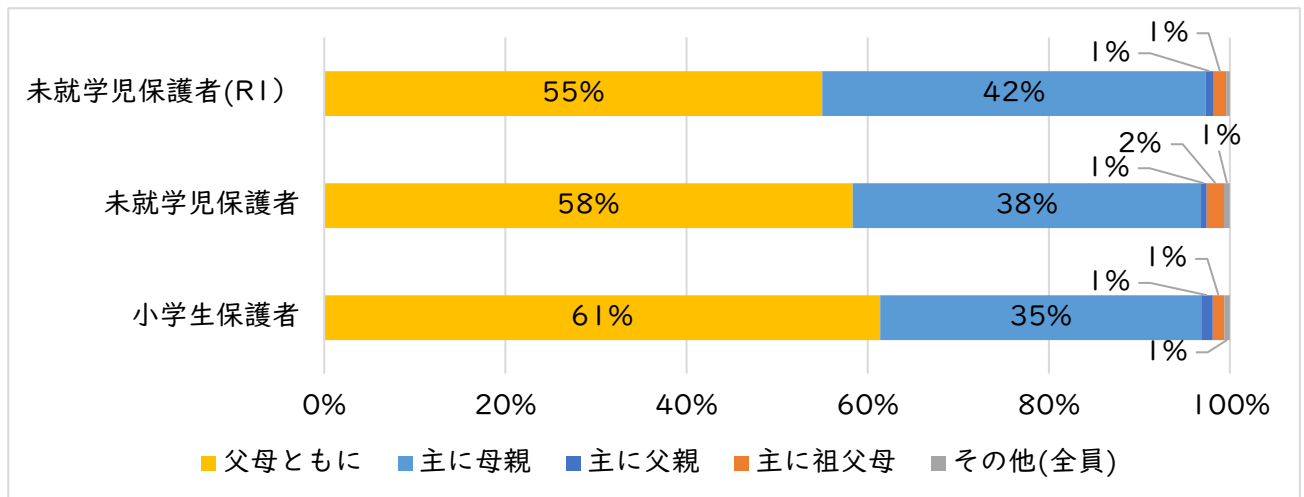
未就学児・小学校保護者アンケート

※ 図表中「未就学児保護者(RI)」は、前回調査の数値です。

①お子さんの子育てを主に行っているのはどなたですか

前回調査と比較すると父母ともに子育てを行っていると感じた家庭が増えており、未就学児保護者が58%、小学生保護者が61%います。

図表 2-15 子育てを主に行っている人



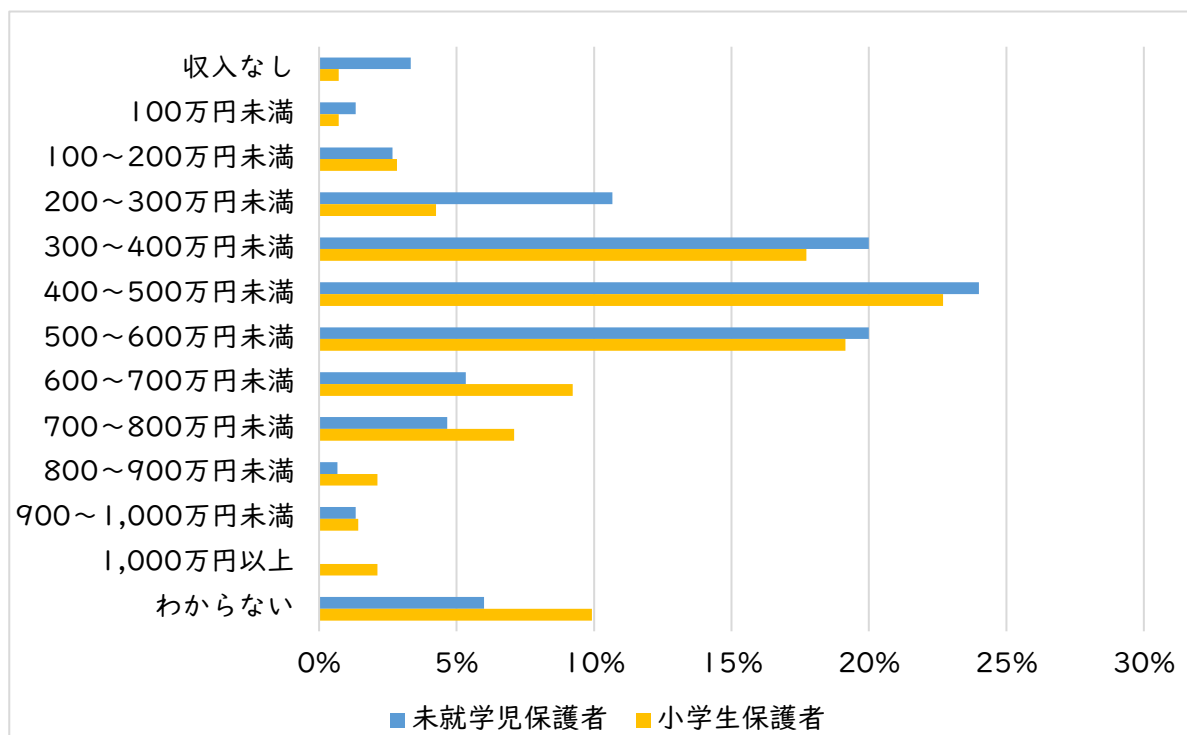
②父親の年収

国税庁による令和4年の給与所得者全体の平均年収は、男性のみの場合563万円です。

未就学児保護者父親：500万円未満は62.0%、500万円以上は32.0%います

小学生保護者父親：500万円未満は49.0%、500万円以上は41.1%います。

図表 2-16 父親の年収



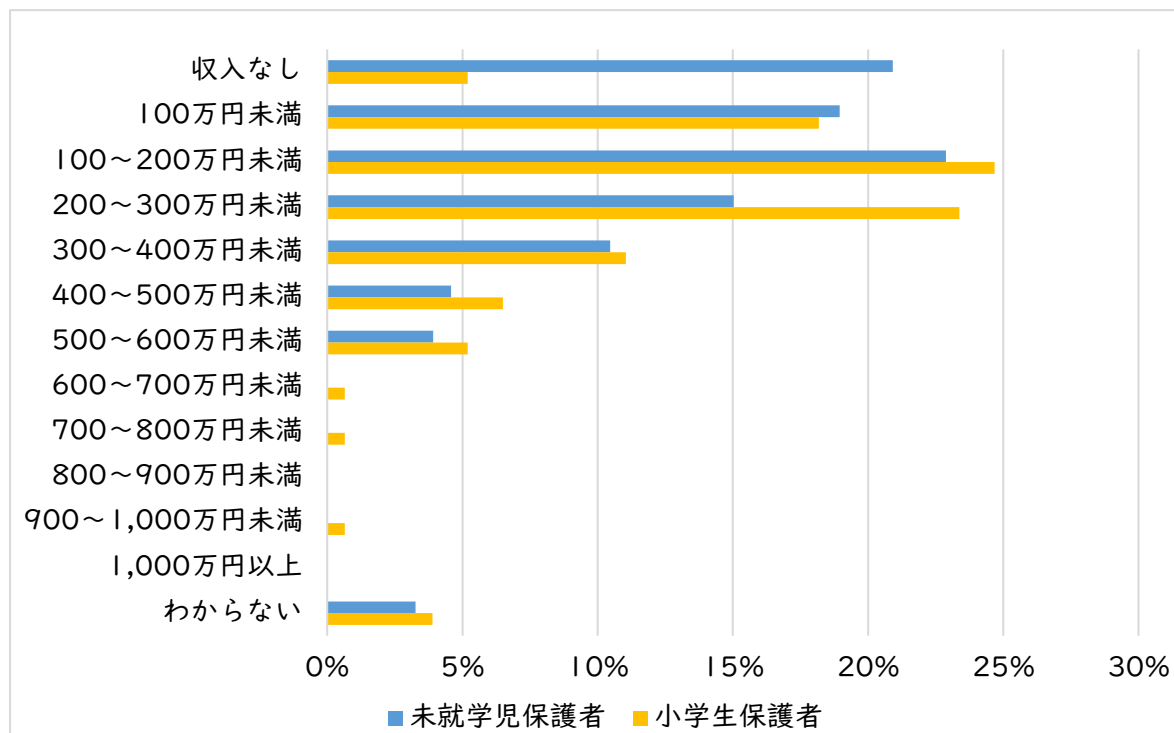
③母親の年収

国税庁による令和4年の給与所得者全体の平均年収は、女性の場合314万円です。

未就学児保護者母親：300万円未満は77.8%、300万円以上は19.0%います。

小学生保護者母親：300万円未満は71.4%、300万円以上は24.7%います。

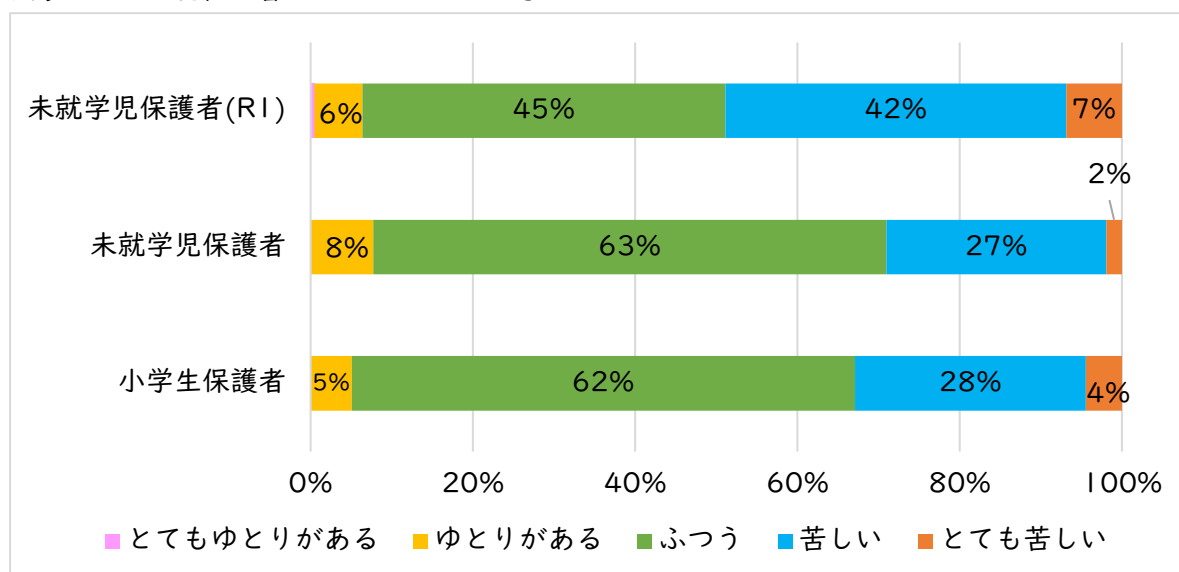
図表 2-17 母親の年収



④暮らしの状況

父母ともに給与所得者全体の平均年収と比較すると、年齢が若い方が多いため年収が少ない方の割合は多めですが、暮らしの状況は、前回調査と比較すると（とても）苦しいと答えた方の割合は減っています。

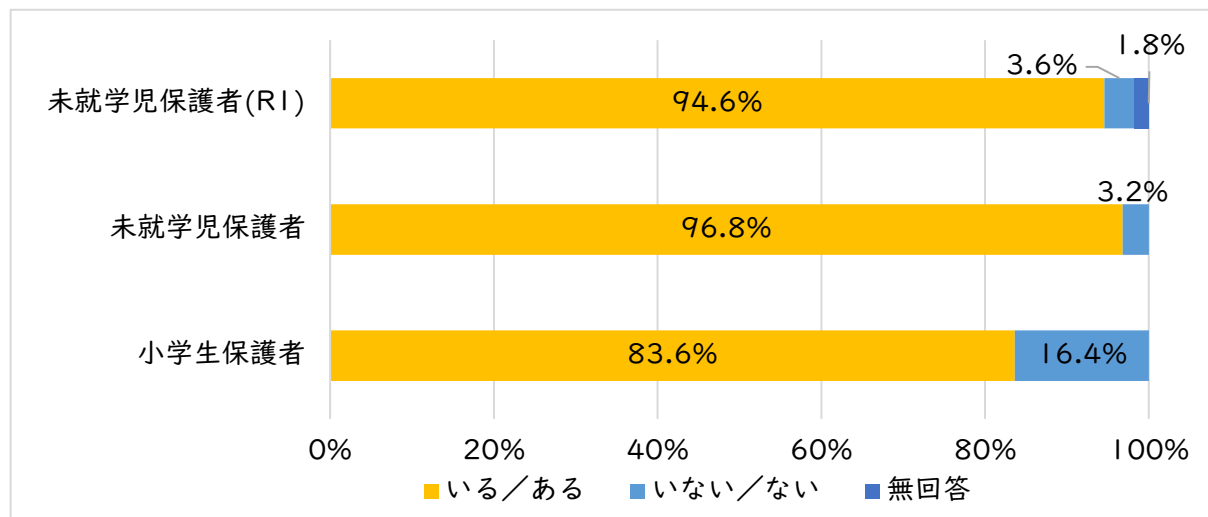
図表 2-18 現在の暮らしをどのように感じているか



⑤保護者の相談相手

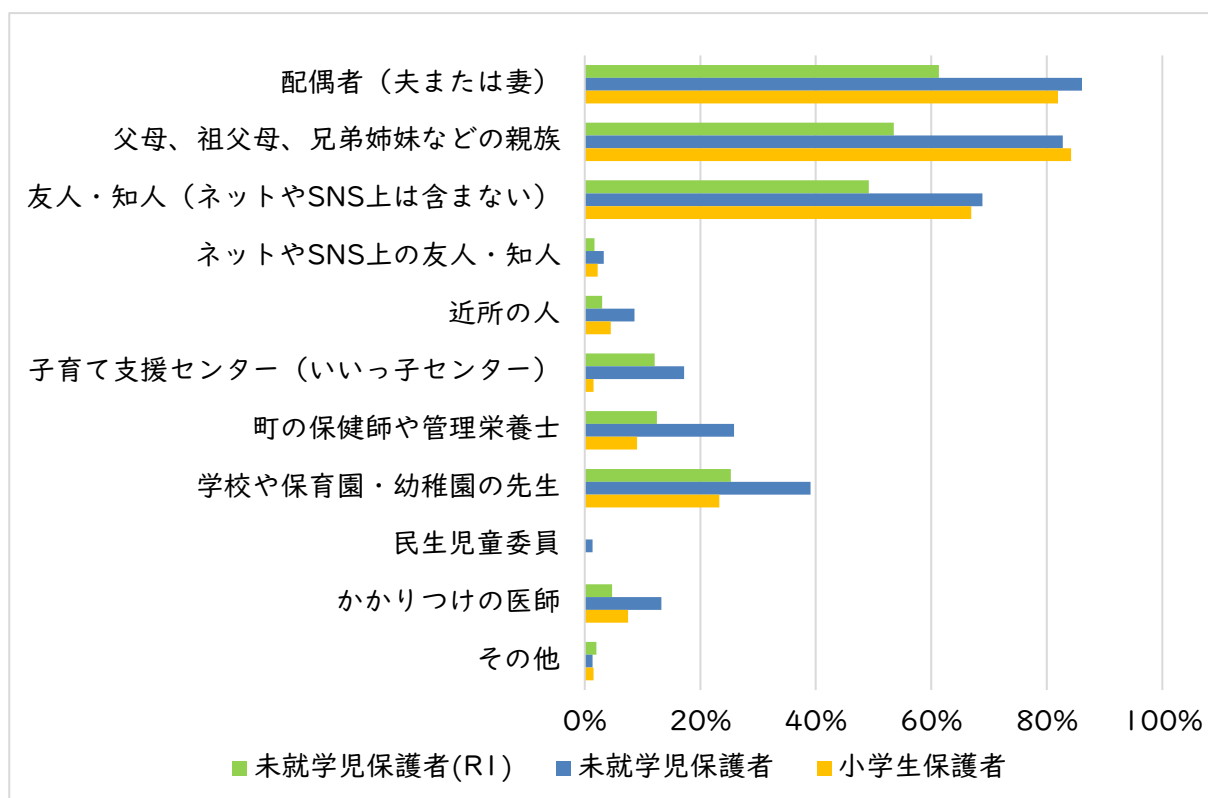
未就学児保護者は前回調査に比べ相談できる人がいる割合が増えていますが、小学生保護者になると相談できる人がいる割合が10%以上減少しています。

図表 2-19 子育てをする上で気軽に相談できる人はいますか



小学生保護者になると町の施設の利用や町の専門職員と関わる機会が減ることで相談できる人がいない割合が増えると考えられます。

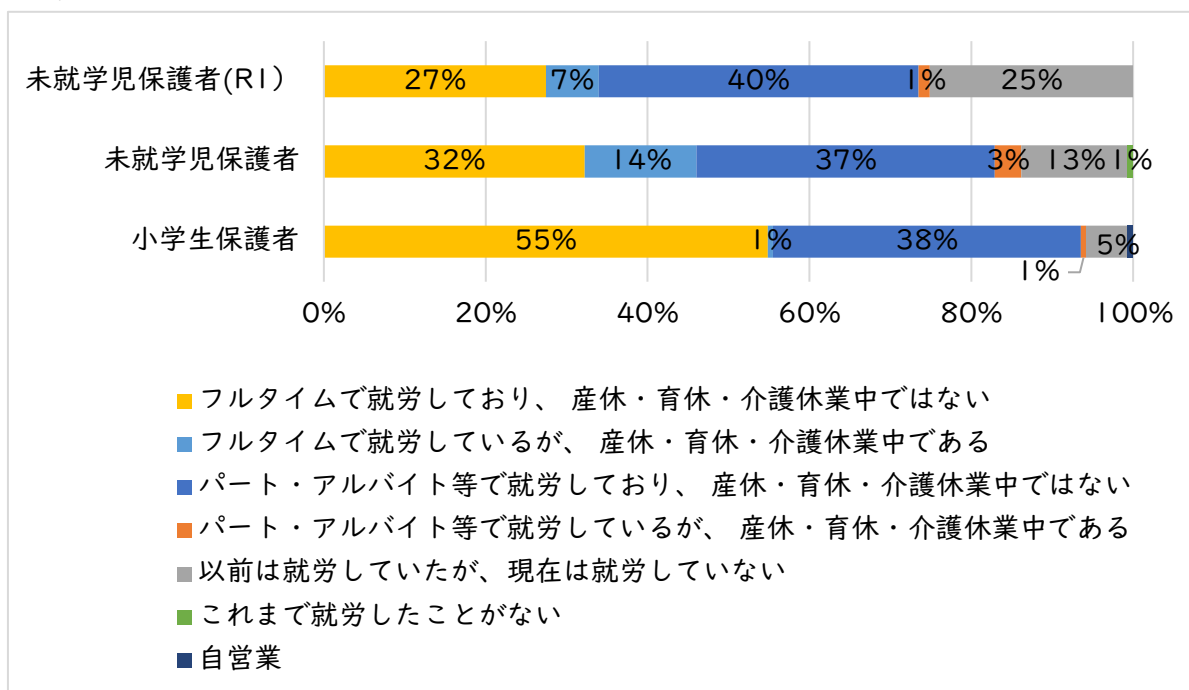
図表 2-20 気軽に相談できる人は誰ですか（複数回答）



⑥親の就労状況

父親の就労状況については98%が「就労している（パートタイム等も含む）」と回答しています。母親の就労状況については未就学児の保護者が86%、小学生保護者は95%が「就労している（パートタイム等も含む）」と回答しており、前回調査時の75%に比べ、共働き世帯が増加しています。

図表 2-21 母親の就労状況

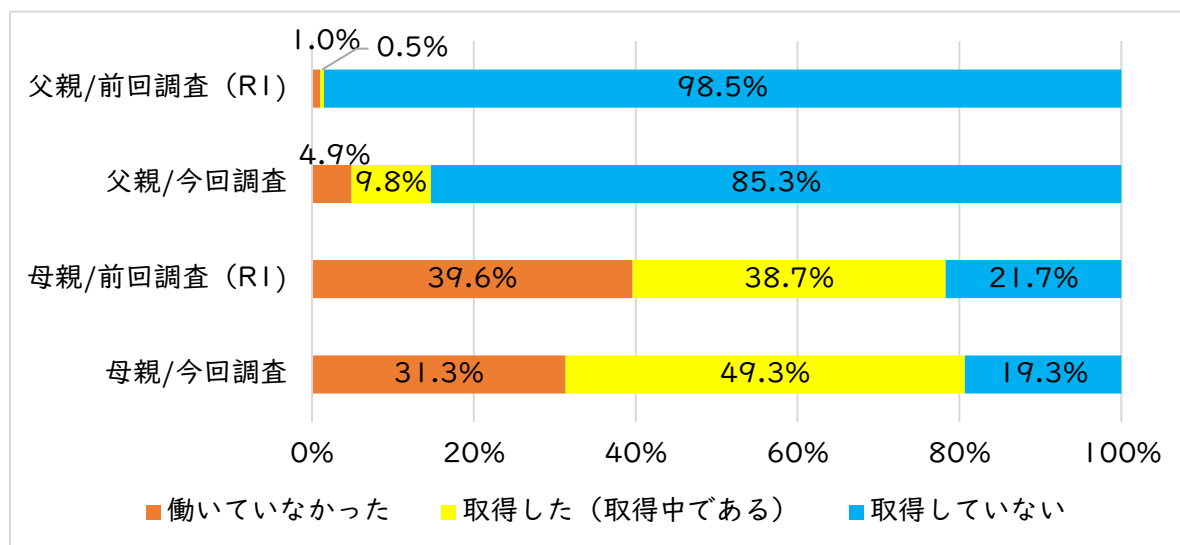


⑦育児休業の取得状況

父親が育児休業を取得した割合は、前回の調査では0.5%に対し今回調査では9.8%が取得しています。反面、働いていなかった方が3.9%増えています。

母親が育児休業を取得した割合は、前回の調査では38.7%に対し、49.3%と就業中の方の半数以上が取得しています。働いていなかった方は、前回調査に比べ8.3%減少しています。

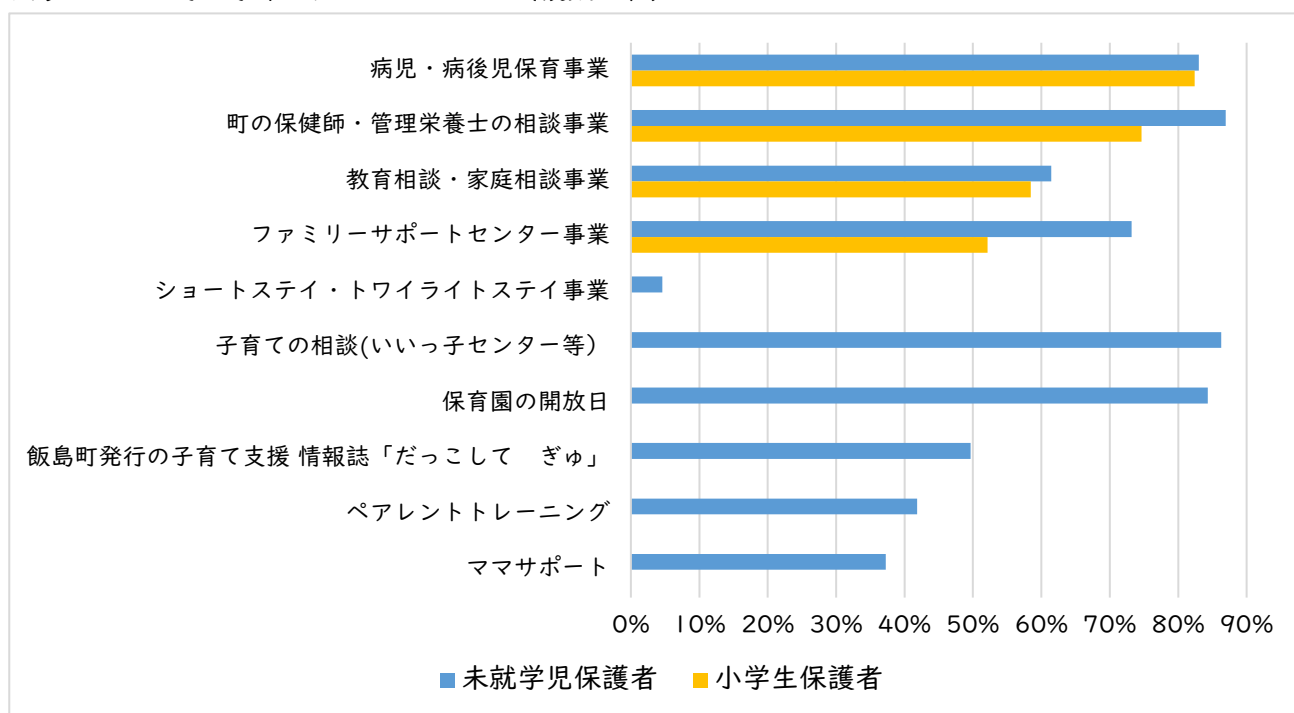
図表 2-22 お子さんが生まれた時、育児休業を取得しましたか



⑧町の事業

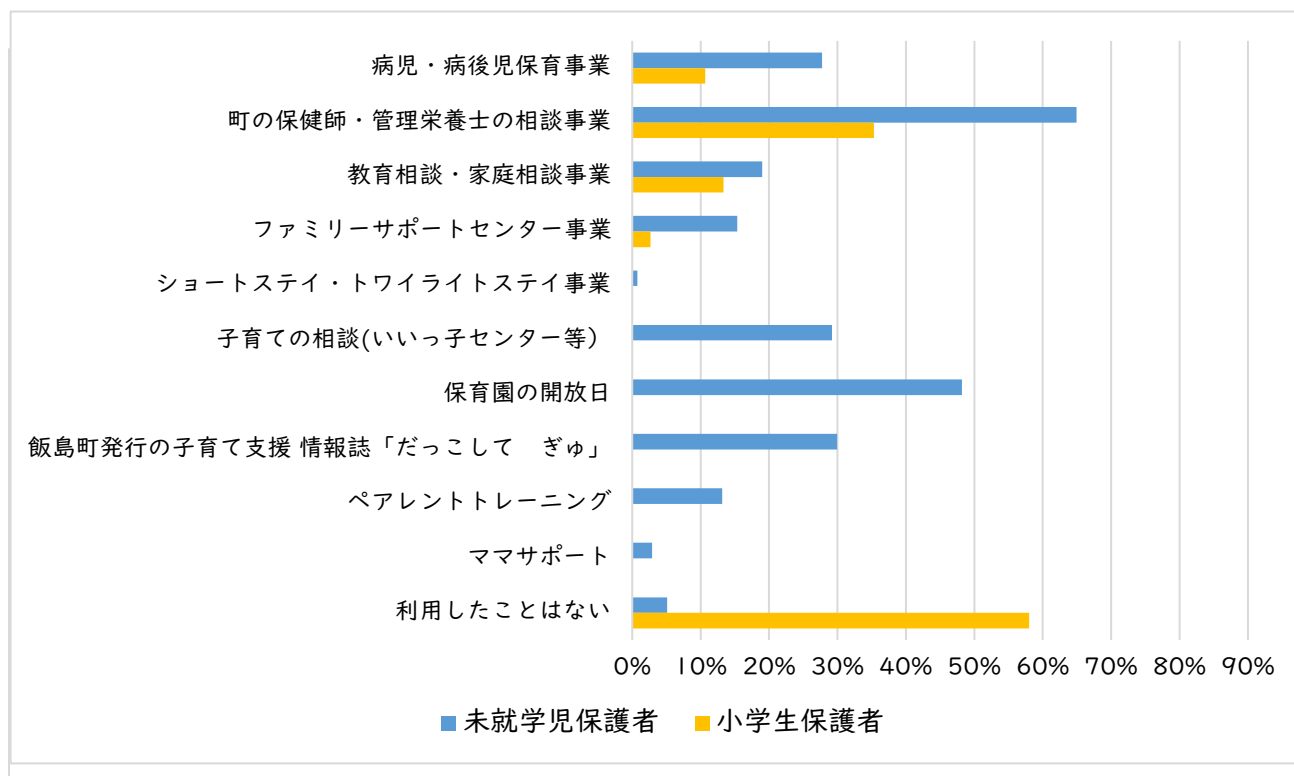
未就学児保護者の方は、情報を得る手段や機会が多いと考えられ、小学生保護者に比べ各種事業を知っている方が多くいます。

図表 2-23 町の事業で知っているもの（複数回答）



未就学児保護者の方は、各種事業を利用しており、今後も利用したいと考えています。

図表 2-24 町の事業で利用したことがあるもの（複数回答）

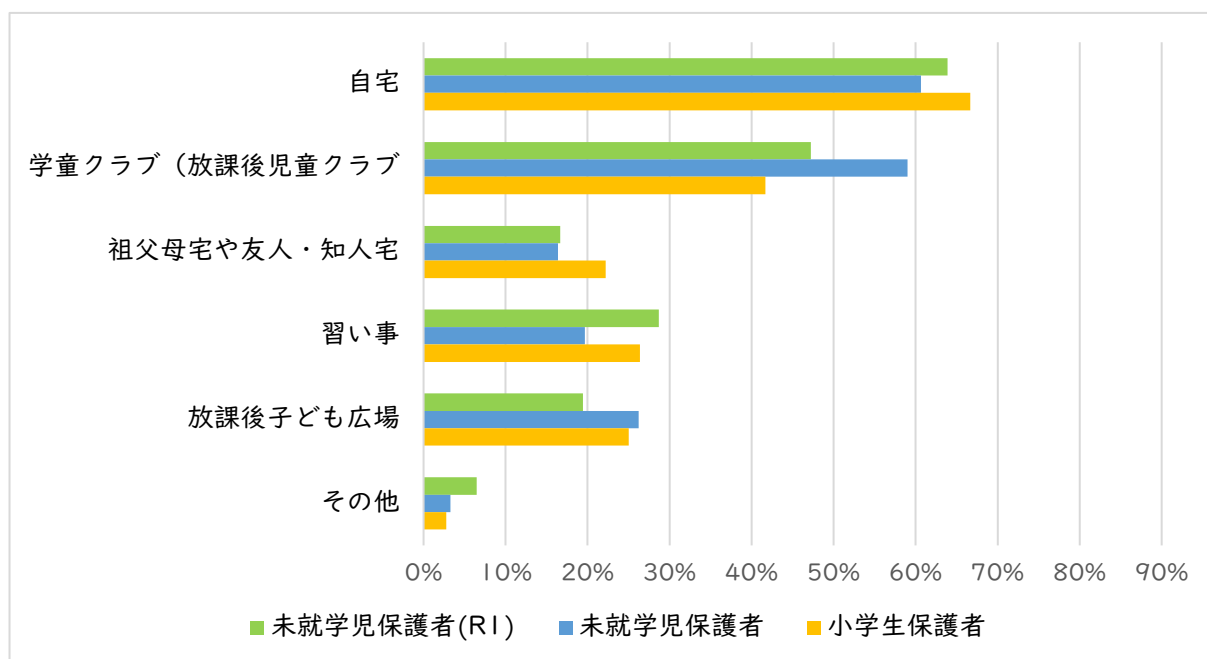


図表 2-25 町の事業で今後利用したいもの（複数回答）

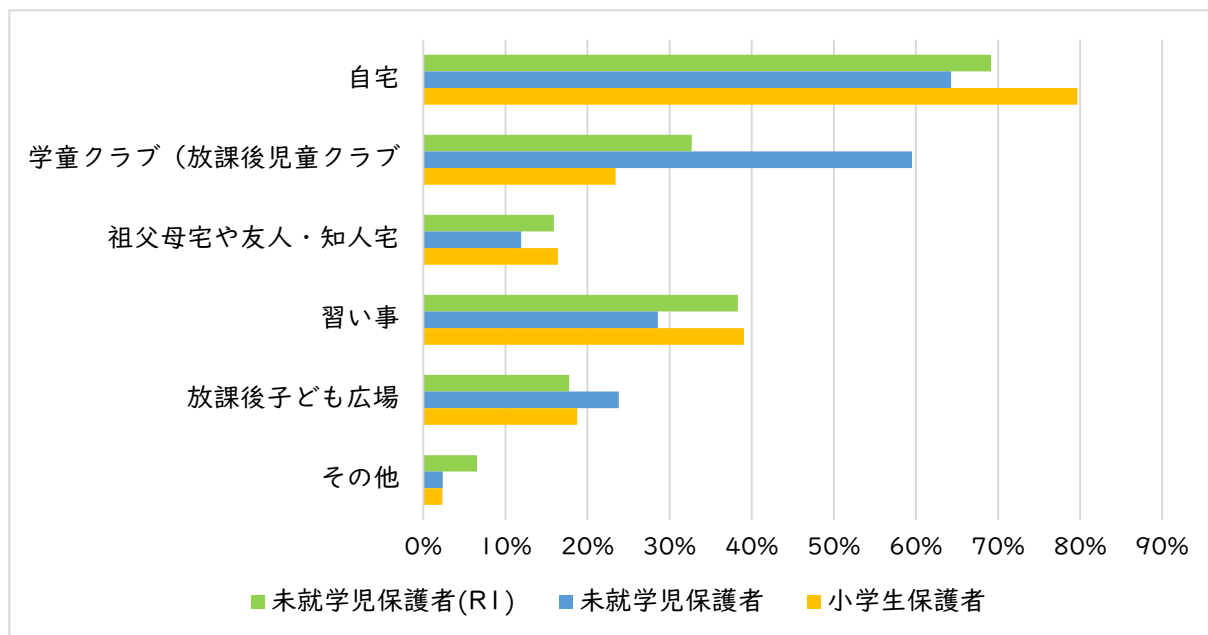
⑨小学校就学後の放課後の過ごし方

前回調査と比較すると未就学児の保護者の多くが放課後こどもたちを学童クラブや子ども広場で過ごさせたいと考えています。

図表 2-26 放課後に過ごさせたい場所（小学校低学年）（複数回答）



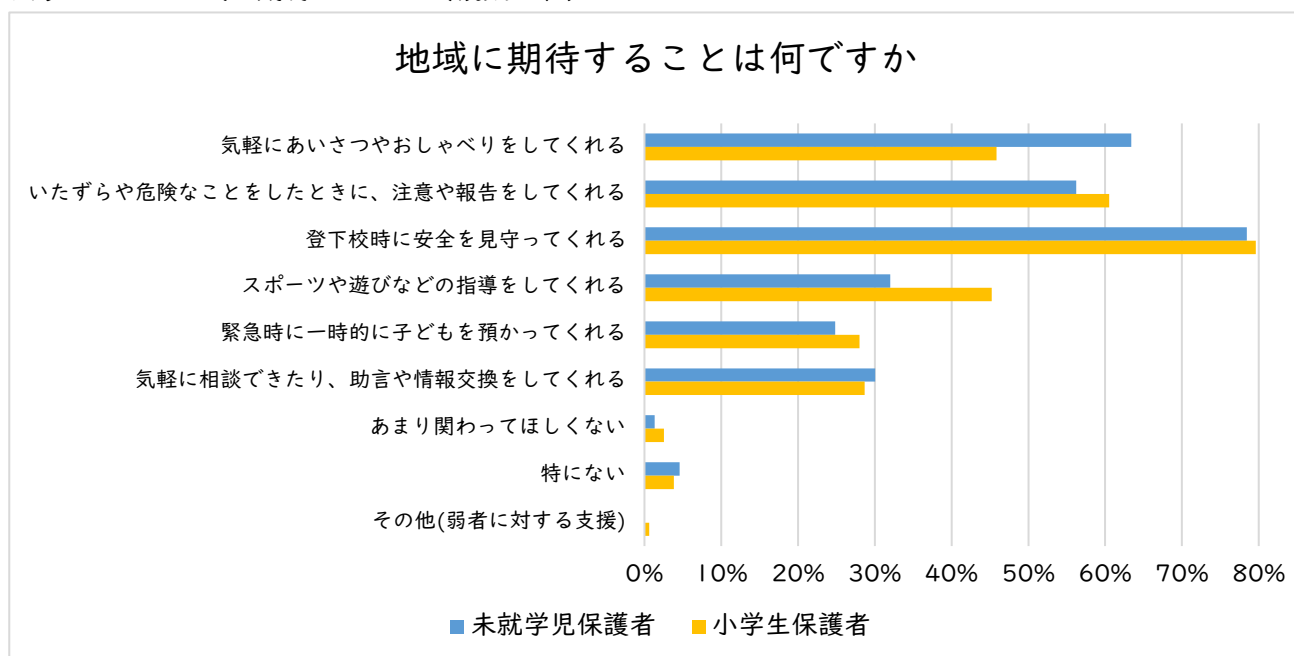
図表 2-27 放課後に過ごさせたい場所（小学校高学年）（複数回答）



⑩地域に期待すること

半数以上がこどもへの注意や安全を見守ってくれることを地域の人に望んでいます。

図表 2-28 地域に期待すること（複数回答）

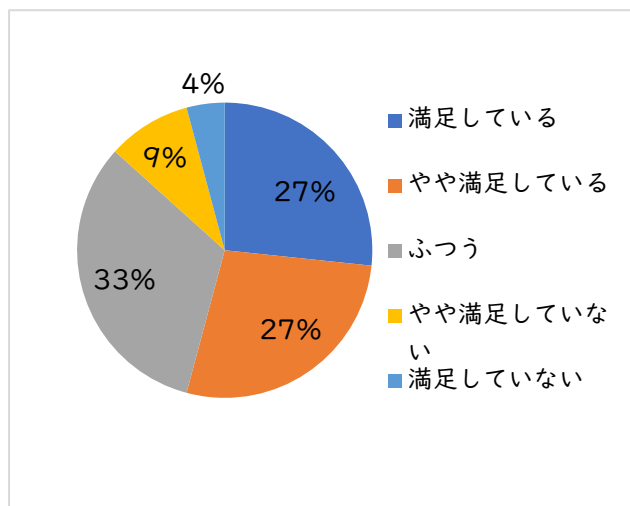


小学生・中学生・高校生・若者アンケート

①生活の満足度（高校生・若者）

生活に（やや）満足している方は半数以上います。

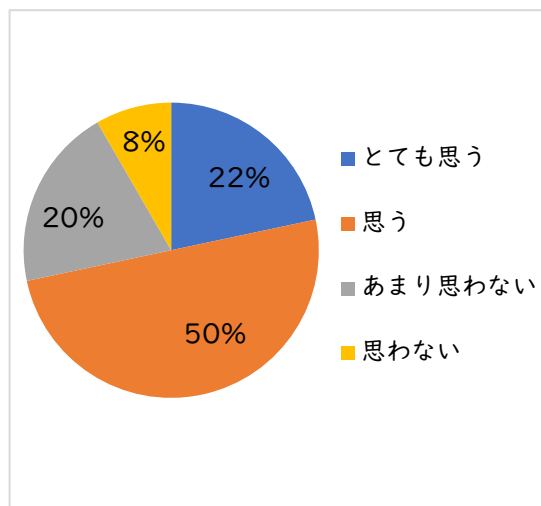
図表 2-29 生活の満足度



②今の自分が好き（高校生・若者）

今の自分が好きな方は72%います。

図表 2-30 今の自分が好きか

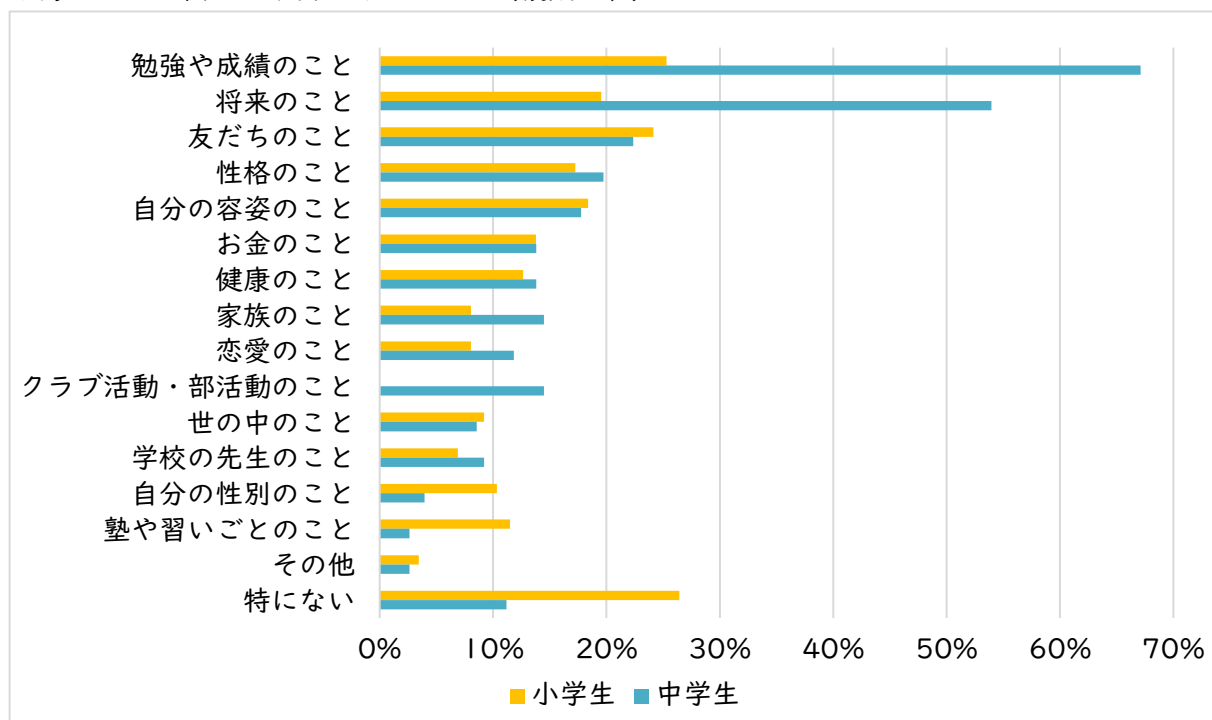


③こどもの悩みや不安等について

中学生になるほど悩みの数が増えていることがわかります。

特に勉強や成績、将来のことについての悩みが倍以上に増えています。

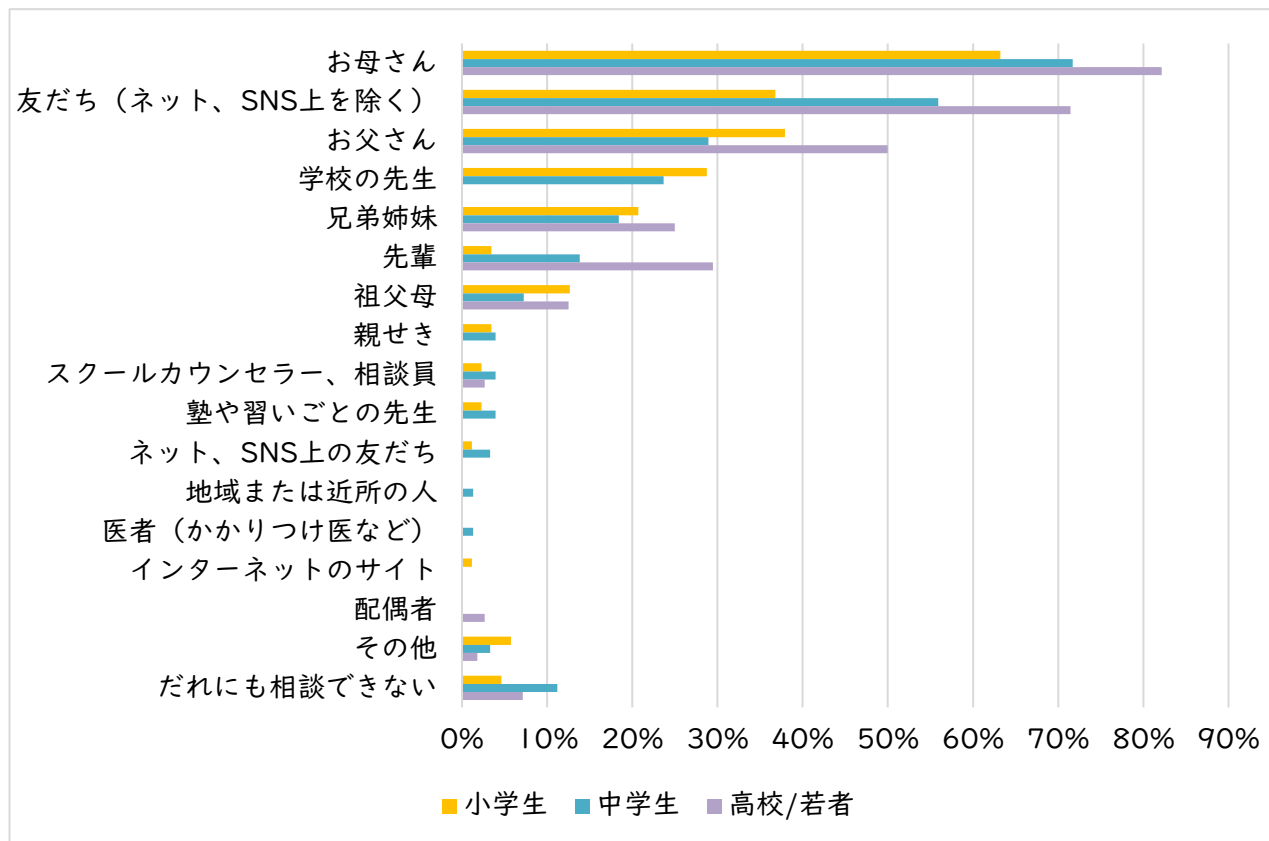
図表 2-31 悩みや不安はありますか（複数回答）



④悩みや心配事の相談相手

小中高若者とも身の周りの人に悩みや心配事の相談をしており、年齢が上がるほど母親に相談していることがわかります。インターネットや SNS 上の友だちへの相談は全体の 2% います。

図表 2-32 悩みや心配事の相談相手（複数回答）



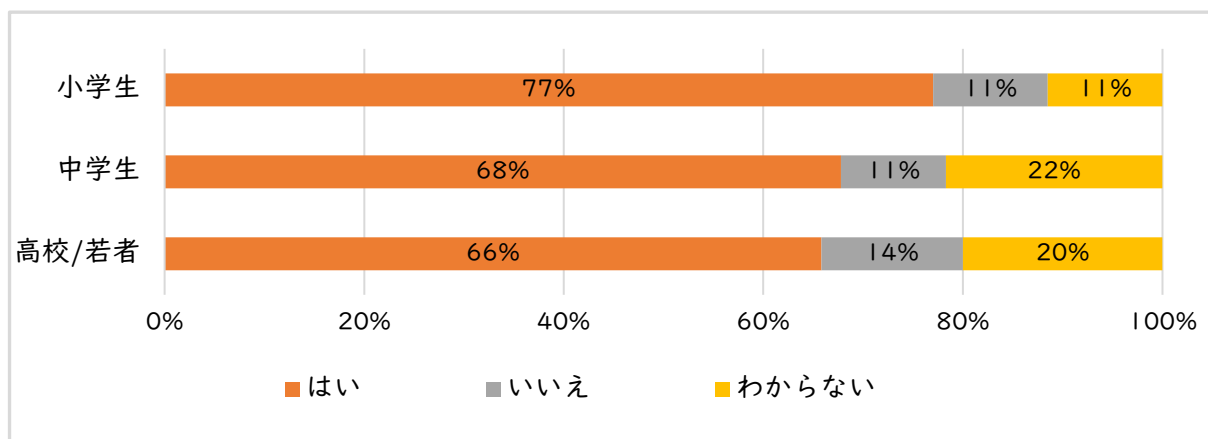
⑤誰にも相談できない理由

誰にも相談できない子ども・若者が一定数みられており、年齢が上がるほど相談することを諦めている理由が多くあります。相談先や支援機関等の周知を進めていく必要があります。

⑥将来の夢や目標を持っていますか

年齢が上がるほど夢や目標を持っている人が減っています。

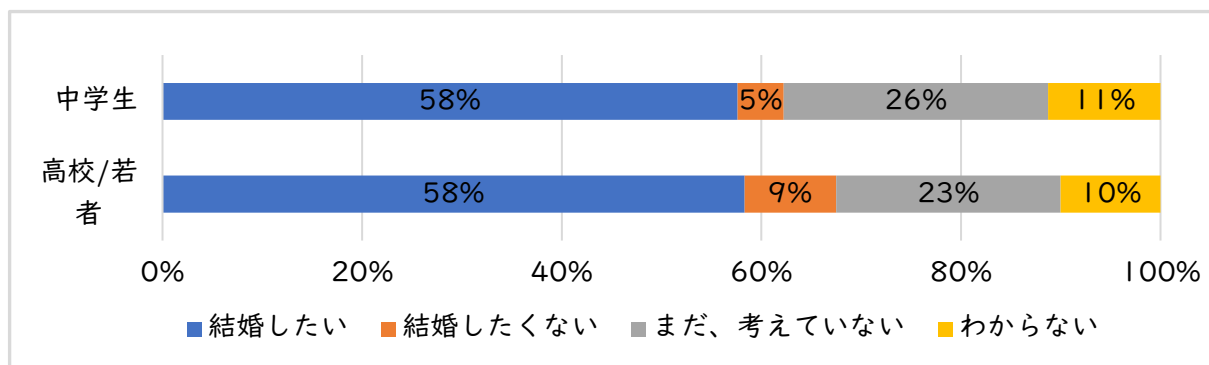
図表 2-33 将来の夢や目標を持っていますか



⑦将来、結婚したいですか

5割以上の中高若者が結婚したいと考えています。

図表 2-34 将来、結婚したいですか



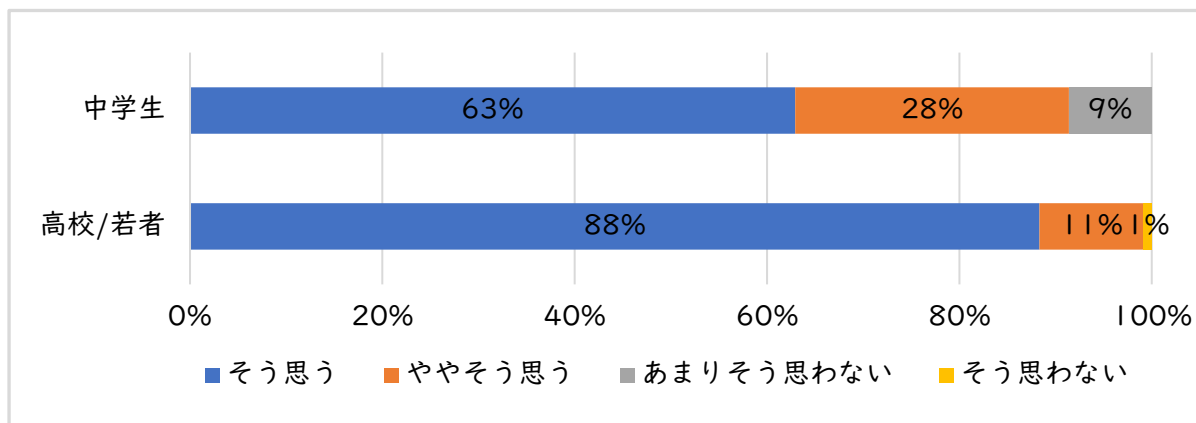
⑧将来、どんな家庭をつくりたいですか

小中高若者とも74%が両親が働いて一緒に家事や子育てをする家庭をつくりたいと考えています。

⑨子どもを産み、育てることをどのように思いますか

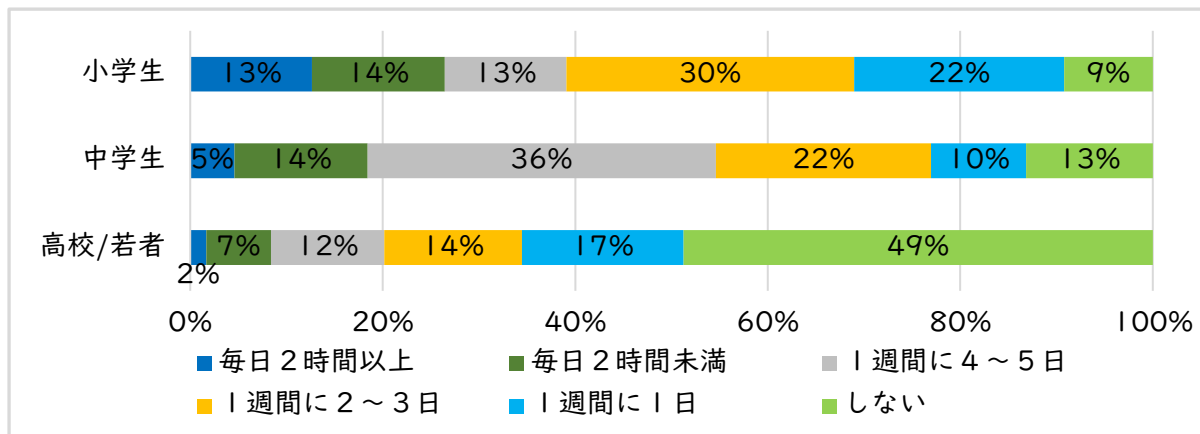
小中高若者とも7割から9割以上が良いイメージを持っていますが「子どもはたくさんいた方が良い」の設問については、(あまり) そう思わない人がほぼ5割います。また、「子どもを育てることは大変だ」の設問については、(やや) そう思う人が9割以上います。中高若者が結婚や子育てを前向きにとらえられるような支援の充実が必要です。

図表 2-35 子どもを育てることは大変だと思いませんか



⑩読書の時間

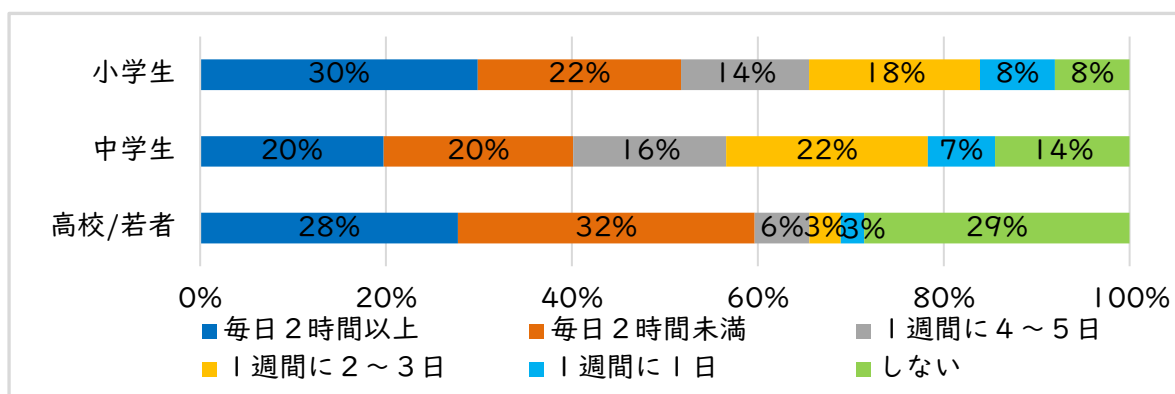
図表 2-36 1 週間の読書の時間



⑪ゲーム機やアプリゲームで遊ぶ時間

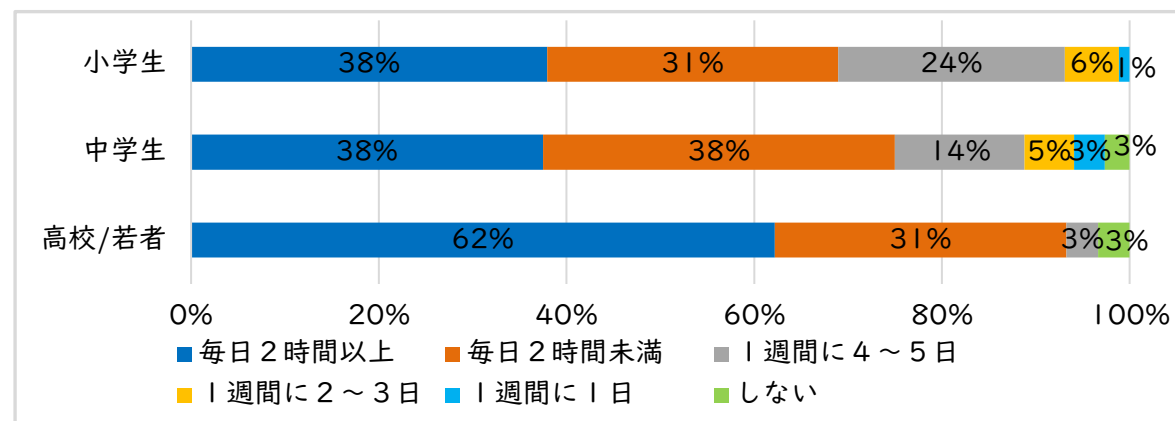
読書に比べ、ゲームやアプリゲームで遊ぶ時間が毎日2時間以上の小中高若者は、3割弱程度、テレビ・インターネットを見る時間が毎日2時間以上は小中で4割、高若者は6割以上います。情報機器は便利なツールである一方で扱い方によってはトラブルに巻き込まれることもあるため、若い世代の情報リテラシーを高めるための取組が必要です。

図表 2-37 1 週間のゲーム機やアプリゲームで遊ぶ時間



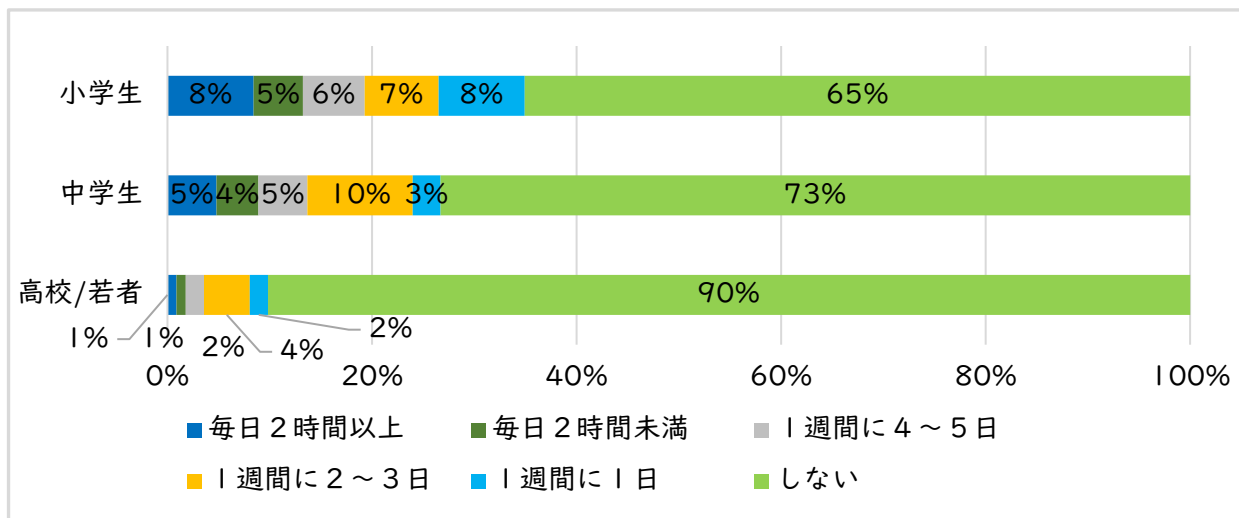
⑫テレビ・インターネットを見る時間

図表 2-38 1 週間のテレビ・インターネットを見る時間



⑬兄弟姉妹などの世話をする時間

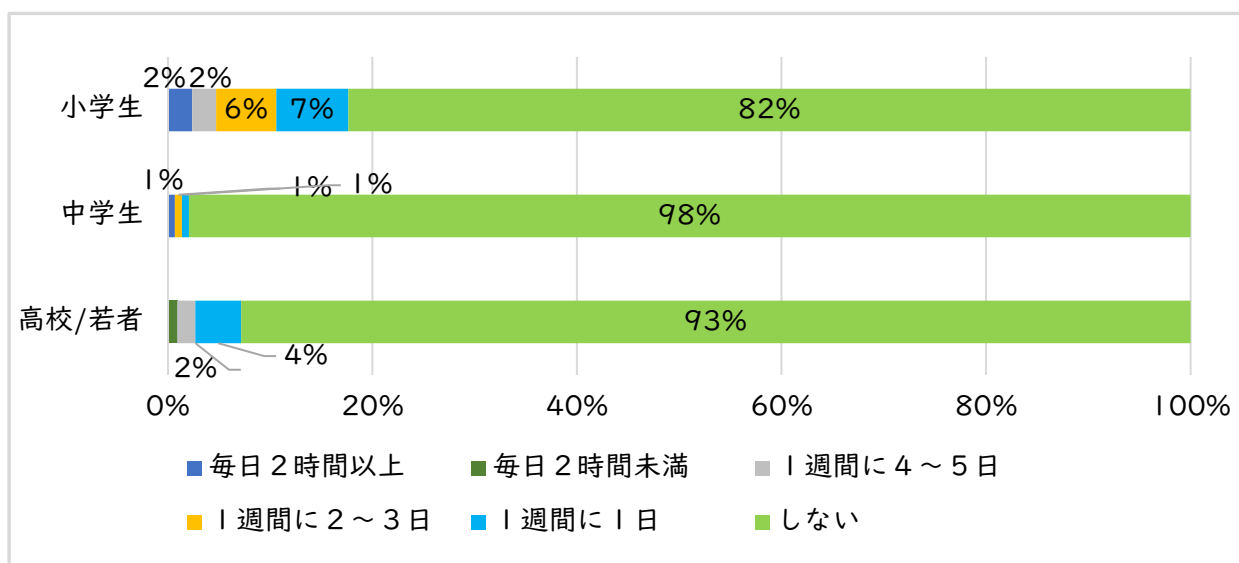
図表 2-39 1 週間の兄弟姉妹などの世話をする時間



⑭家族を介護する時間

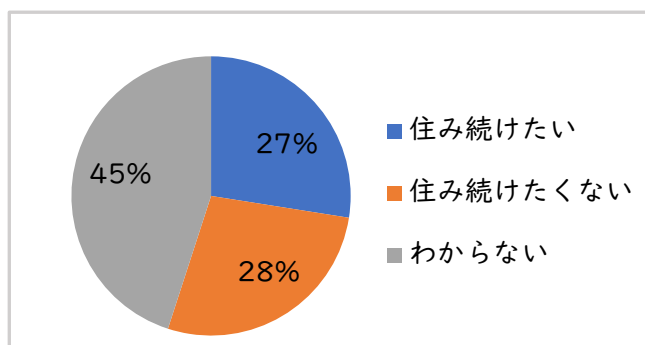
毎日、2時間以上「兄弟姉妹などの世話をする」小学生が8%、「家族の介護をする」小学生が2%います。

図表 2-40 1 週間の家族を介護する時間

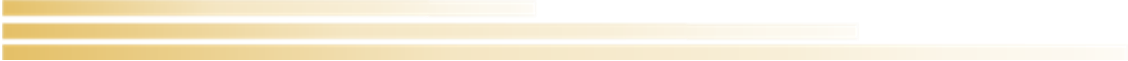


⑮将来も飯島町に住み続けたいですか
「住み続けたい」「住み続けたくない」と答えた高校生・若者がほぼ同数います。残りの今はまだ「わからない」と答えた高校生・若者が将来も「飯島町に住み続けたい」と思えるようなまちづくりを進めていくことが重要です。

図表 2-41 将来も飯島町に住み続けたいか



第 3 章 「第 2 期 飯島町子ども・ 子育て支援事業計画」の検証 と課題



第3章 「第2期 飯島町子ども・子育て支援事業計画」の検証と課題

第1節 計画の検証

1 「第2期 飯島町子ども・子育て支援事業計画」を振り返って

飯島町では計画に掲げた次の3つの基本目標に沿って施策を実施してきました。

基本目標1 子どもがのびのび健やかに育つまちづくり

基本目標2 安心して産み、育てていくまちづくり

基本目標3 子どもを社会全体で支えるまちづくり

2 主要施策の目標事業量の進捗状況と検証

計画した事業のうち、令和6年度末までに多くの事業が計画どおり、あるいは計画以上に実施された中、ニーズが増え新たな課題ができ、今後更なる工夫や実施方法の改善が求められる事業もありました。

未実施の事業及び新規事業については、本計画でも継続的に検討し、ニーズに応じて実施していく必要があります。

令和6年度実績値については、12月末までの実績をもとに実績見込値を計上しています。

3 施設型給付事業・地域型保育事業

(1)教育標準時間認定【1号認定】(幼稚園及び認定こども園)(担当課：教育委員会)

当町には幼稚園や認定こども園がないため、近隣市町村の幼稚園や認定こども園へ通園しています。

[実人数(人)]

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	①量の見込み	0	0	0	0	0
	②確保提供数	0	0	0	0	0
	③確保提供数 (広域利用)	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施
	④実績値	0	0	0	1	2
④－①		0	0	0	1	2

(2)保育認定①【2号認定】(3～5歳児共働きで、幼稚園及び認定こども園利用)

(担当課：教育委員会)

[実人数(人)]

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	①量の見込み	0	0	0	0	0
	②確保提供数	0	0	0	0	0
	③確保提供数 (広域利用)	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施
④実績値		0	0	0	0	0
④－①		0	0	0	0	0

(3)保育認定②【2号認定】(3～5歳児で保育園及び認定こども園＋地域型保育)

(担当課：教育委員会)

当町の3～5歳児のほとんどのこどもは、町内保育園へ通園しています。3歳以上児については施設のにも余裕があり、希望する園での受け入れが可能です。

[実人数(人)]

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	①量の見込み	200	200	190	180	180
	②確保提供数	200	200	190	180	180
③実績値		202	186	175	187	168
③－①		2	▲14	▲15	7	▲12

(4-1)保育認定③【3号認定】(0歳児で保育園及び認定こども園＋地域型保育)

(担当課：教育委員会)

[実人数(人)]

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	①量の見込み	13	15	15	15	15
	②確保提供数	13	15	15	15	15
③実績値		12	9	7	5	5
③－①		▲1	▲6	▲8	▲10	▲10

(4-2)保育認定③【3号認定】(1・2歳児で保育園及び認定こども園＋地域型保育)

(担当課：教育委員会)

0歳児は七久保保育園のみ10か月からの受け入れが可能であり、飯島保育園及び飯島東部保育園では満1歳からの受け入れが可能です。3歳未満児は年度途中での入所が多くなっています。特にこどもが1歳の誕生日を迎えてすぐの職場復帰が多く、満1歳になってすぐに預かる場合も増えており、未満児保育のニーズが増えています。

[実人数(人)]

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
計画値	①量の見込み	70	75	75	75	75
	②確保提供数	70	75	75	75	75
③実績値		60	61	65	51	66
③－①		▲10	▲14	▲10	▲24	▲9

4 地域子ども・子育て支援事業

(1)利用者支援事業

(担当課：教育委員会)

飯島町地域子育て支援センターにて令和元年度から専門職を配置し、実施しています。令和7年度に、こども家庭センターを設置する準備を進めています。

(2)地域子育て支援拠点事業

(担当課：教育委員会)

飯島町地域子育て支援センターは、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として開設し、子育てに関する相談やイベントや行事を通して町内の子育て家庭の交流の場となっています。

[のべ利用人数(人回)]

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
計画値	①量の見込み	9,900	9,800	9,800	9,600	9,600
	②確保提供数	9,900	9,800	9,800	9,600	9,600
③実績値		7,774	6,130	6,228	8,283	7,442
③－①		▲2,126	▲3,670	▲3,572	▲1,317	▲2,158

(3)妊婦一般健康診査

(担当課：健康福祉課)

妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、健康診査等の支援を行っています。安心して妊娠、出産を迎えるために母子手帳の交付時に、妊婦1人に最大23枚交付しています。(基本健診14枚、追加健診5枚、超音波検査4枚)

また、妊婦健診15～17回までの費用補助を行っています。

[実人数(人)]

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	①量の見込み	850	850	850	850	850
	②確保提供数	850	850	850	850	850
③実績値		980	1,133	727	781	823
③－①		130	283	▲123	▲69	▲27

(4)乳児家庭全戸訪問事業

(担当：教育委員会)

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に町子育て支援コーディネーター等が家庭訪問により、不安や悩みなどに対し助言や情報提供を行っています。

[実人数(人)]

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	①量の見込み	50	50	50	50	50
	②確保提供数	50	50	50	50	50
③実績値		37	41	47	39	32
③－①		▲13	▲9	▲3	▲11	▲18

(5)養育支援訪問事業

(担当：健康福祉課、教育委員会)

乳児家庭全戸訪問などで把握した個別で支援の必要な家庭へ保健師や地域子育て支援センター職員、助産師などが訪問事業を行っています。本事業による支援が必要な養育者は該当がありませんでした。

[実人数(人)]

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	①量の見込み	3	3	3	3	3
	②確保提供数	3	3	3	3	3
③実績値		0	0	0	0	0
③－①		▲3	▲3	▲3	▲3	▲3

(6)子育て短期支援事業

(担当課：教育委員会)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業として上下伊那の児童養護施設等と契約し、実施しています。利用希望はありますが、受け入れ先が少なく苦慮しています。

[実人数(人)]

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	①量の見込み	0	0	0	0	0
	②確保提供数	12	12	12	12	12
③実績値		0	0	1	1	1
③－①		0	0	1	1	1

(7)ファミリーサポートセンター事業

(担当課：教育委員会)

平成28年度から事業を開始しました。令和5年度から利用会員の負担軽減及び協力会員への交付金を創設し、事業の拡充を図りました。利用会員のニーズが急増しているのに対して協力会員が少ないことが課題です。

[のべ利用人数(人)]

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	①量の見込み	2	3	5	5	5
	②確保提供数	2	3	5	5	5
③実績値		22	23	58	80	182
③－①		20	20	53	75	177

(8-1)一時預かり事業(幼稚園在園児預かり保育・I号認定)

(担当課：教育委員会)

[年間のべ人数(人)]

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	①量の見込み	0	0	0	0	0
	②確保提供数	0	0	0	0	0
	③確保提供数 (広域利用)	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施
	④実績値	0	0	0	0	0
④－①		0	0	0	0	0

(8-2)一時預かり事業（幼稚園在園児預かり保育・2号認定）

（担当課：教育委員会）

[年間のべ人数（人）]

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	①量の見込み	0	0	0	0	0
	②確保提供数	0	0	0	0	0
	③確保提供数 （広域利用）	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施
	④実績値	0	0	0	0	0
④－①		0	0	0	0	0

(8-3)一時預かり事業（8-1、8-2以外 一時保育等）

（担当課：教育委員会）

当町では七久保保育園での一時預かりを行っています。

[年間のべ人数（人）]

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	①量の見込み	12	12	12	12	12
	②確保提供数	12	12	12	12	12
③実績値		9	33	25	6	12
③－①		▲3	21	13	▲6	0

(9)延長保育事業

（担当課：教育委員会）

認定区分により認められる延長保育時間は異なりますが、午前7時30分からの早朝保育、午後4時から午後7時までの延長保育を行っています。園によって偏りはありますが、一定の利用があり、早朝保育と午後6時30分までの延長保育が増加傾向にあります。

[実人数（人）]

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	①量の見込み	179	180	170	170	170
	②確保提供数	200	200	200	200	200
③実績値		152	145	167	134	130
③－①		▲27	▲35	▲3	▲36	▲40

(10)病児保育事業

(担当課：教育委員会)

令和4年度から開設した飯島町のおひさまハウスと駒ヶ根市（すずらん病児保育室）と委託契約をしています。飯島町に開設したことにより利用しやすくなり、利用者が増加しています。

[のべ人数（人回）]

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	①量の見込み	122	122	123	123	123
	②確保提供数	2	2	2	2	2
	③確保提供数 (広域利用)	120	120	121	121	121
	④実績値	21	40	241	303	311
④－①		▲101	▲82	118	180	188

(11)放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

(担当課：教育委員会)

飯島と七久保の2か所で実施しています。長期休業中の利用者は年々増加傾向にありますが、平日の利用者も多くなっており、支援員の確保や利用環境の改善が課題となっています。

[登録児童人数（人）]

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
計 画 値	①量の見込み	213	206	210	191	181
	内1年生	45	39	48	29	30
	内2年生	40	40	35	43	26
	内3年生	51	48	48	42	52
	内4年生	36	33	32	32	28
	内5年生	21	25	23	22	23
	内6年生	20	21	24	23	22
	②確保提供数	220	220	220	220	220
	③実績値	171	179	197	195	210
	内1年生	38	51	50	42	46
	内2年生	39	37	50	51	39
	内3年生	32	34	35	43	50
	内4年生	21	25	28	28	35
	内5年生	16	15	22	24	21
	内6年生	25	17	12	7	19
③－①		▲42	▲27	▲13	4	29

5 その他の事務事業の検証

前計画に掲載した詳細な事務事業について検証を行いました。

計画した事業のうち、多くの事業が計画どおり、あるいは改善され計画以上に実施された中、新型コロナウイルス感染症の影響等によりやむなく休止したり、思うように事業展開できなかった事業も見受けられました。

※検証結果の見方

・計画区分欄：前計画に掲載した事業の実施方針

・現況欄：令和6年度現在の事業実施状況

『○』該当事業を実施している

『拡充』事業を拡大・拡充して実施している

『完了』事業を実施し終了している

『休止』事業を実施していない

事業名	内 容	計画区分	現況
子ども・子育て会議	子ども・子育てに関わる人や機関の代表者が集まり、子ども・子育てについて幅広く検討し、支援していくための会議	継続	○
子育て世代包括支援センター	地域支援ネットワークにより把握された課題を関係機関で共通認識しそれぞれが取り組みを行うための調整組織	継続	○
「早寝・早起き・朝ごはん～生活リズムは家族みんなで～」町民運動	子どもの学習意欲や体力・気力を養うために望ましい生活習慣を身に付ける運動の実施	継続	○
講演会などの実施	男女共同参画推進懇話会などによる学びの場の提供	継続	○
人権教育推進協議会	人権教育に係る団体などが人権教育について研究推進を行うための協議会	継続	○
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護又は要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るための協議会	継続	○
要保護児童対策実務者会議	関係機関での役割分担を明確にするため、要保護児童の情報共有会議	継続	○
要保護児童対策ケース検討会議	要保護児童の適切な保護を行うためのケース検討会議	継続	○
学校開放	小中学校の一般開放	継続	拡充
保育園開放	保育園の一般開放	継続	○
さまざまな人との交流の場の提供	子どもたちがさまざまな人と交流のできる場の提供	継続	○
図書館車巡回	各保育園や学校へ出向いた本の貸し出し、返却	継続	○
地域子育て支援センター 地域交流事業	地域のお年寄りなどとの交流	継続	○
新生児・産婦訪問	保健師等による訪問相談・支援	継続	○

事業名	内 容	計画区分	現況
3 か月児健康診査	発育発達相談、小児科医による健康診査、仲間づくり、愛着形成など	継続	○
5 か月児育児相談	発育発達相談、離乳食指導	継続	○
6～8 か月児育児相談 R3～ 7 か月児育児相談	発育発達相談、離乳食と親の1食分の調理実習・試食	継続	○
9 か月児健康診査	発育発達相談、小児科医による健康診査、離乳食試食	継続	○
12 か月児育児相談	発育発達相談、母と子の歯科保健	継続	○
1 歳6 か月児健康診査	発育発達相談、幼児食、おやつ、内科・歯科検診、指導など	継続	○
2 歳児育児相談	発育発達相談、親子あそび、バランス食、歯科指導など	継続	○
2 歳6 か月児育児相談	発育発達相談、親子遊び、歯科指導など	継続	○
3 歳児健康診査	発育発達診査、視力（眼位検査）・聴力・尿・内科・歯科検診、遊び、幼児食など	継続	拡充
かるがもひろば	概ね1歳台幼児を対象とした発達支援、母支援の教室	継続	○
あそびの広場	1歳6か月～3歳を対象とした子どもの発育発達を専門スタッフで支援する定例教室	継続	○
たけのこくらぶ	発達の特長を持つ保育園児を対象とした、子どもの発達を専門スタッフで支援する定例教室	継続	○
こりすの会	保育園の親子を対象とした生活習慣病予防教室	継続	○
つばさの会	小・中学校の親子を対象とした生活習慣病予防教室	継続	○
発達支援センター設置	療育の必要な子どもの支援の拠点となる機関の設置について検討	継続	○
保育園歯科指導	年1回、園児を対象に歯科衛生士が健康教育	継続	○
保育園児フッ素塗布	年1回、希望する園児を対象に無料でフッ素塗布実施	継続	○
小学校歯科指導	年1回、小学校を対象に歯科衛生士が健康教育	拡充	○
つくし園・ひまわりなど 療育支援サポート	療育に繋げる個別支援	継続	○
中学生海外派遣国際交流事業	国際感覚を育て、違いを理解し、自国の文化や風土を再認識する事業	継続	休止
いいじまPR隊	小学校の郷土愛醸成のための活動	継続	完了
森の学校	町内小学生を対象とした、森林教室	継続	○
親子で参加する講座・体験教室	親子が一緒に行う郷土料理や昔遊びなどの体験をとおして親子の交流・子育て親育ちの知識を学ぶ場の提供	継続	○

事業名	内 容	計画区分	現況
青少年育成会事業	4地区の育成会を通じ青少年の健全育成を目的とした活動	継続	○
中学生託児ボランティア	中学生の未就園児の託児	継続	○
食育推進事業	飯島町食育推進計画『いい食 いい人 いい暮らし』に基づいた事業	継続	○
キャリア教育事業	小中学生を対象に勤労観や職業観を育み、郷土を理解する教育	継続	○
飯島町出会いサポートデスク	多様な出会いの場の創出、結婚相談など	継続	休止
不妊及び不育に悩む方の特定治療費補助事業	不妊・不育治療を受けたご夫婦に治療費の一部を助成 R5(拡充)保険適応の不妊治療費自己負担分を全額補助(上限30万円)	継続	拡充
ライフデザインセミナー	中学3年生を対象に将来を考える機会を作り家族形成のイメージを持ってもらう	新規	完了
妊婦一般健康診査	医療機関委託による健康診査	継続	○
プレママの会 R6～プレママ・プレパパの会	妊娠期の生活・栄養について、妊婦疑似体験、沐浴体験、歯科指導、家族のきずな作り	継続	○
妊産婦支援	保健師などによる訪問相談支援	継続	○
母子健康手帳交付及び妊娠期保健・栄養指導	母子健康手帳交付時に保健師・管理栄養士指導	継続	○
祖父母手帳配布	祖父母との世代間ギャップをうめ父母との関係が円滑になるよう冊子を配布	継続	○
妊婦歯科健診補助	協力歯科医院にて、妊婦1人につき1回歯科健診無料券交付	継続	○
成人風しん予防接種補助	先天性風しん症候群の予防 妊娠を予定者及びパートナーを対象予防接種の費用の一部を補助	継続	○
産婦健診費用補助金	切れ目ない妊娠出産育児支援事業 産婦の健診費用補助(1人2回)	継続	○
産前・産後サポートクーポン	切れ目ない妊娠出産育児支援事業 産科、助産所で行う産婦、子育て、母乳育児相談などの費用補助	継続	○
産後ケア事業	切れ目ない妊娠出産育児支援事業 産褥期[1]支援 助産所などでの宿泊または日帰りショートによる支援	継続	拡充
保育にかかる費用の見直し	保育料(軽減拡充)・給食費(3歳以上児無償化)の見直し	継続	拡充
児童扶養手当	ひとり親家庭などに給付	継続	○
福祉金	ひとり親家庭への福祉金給付及び障がい者への福祉金給付	継続	○
児童手当	0歳から高校修了まで(R6から)の養育者に給付	継続	拡充
要保護及び準要保護児童生徒補助	経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に就学に必要な経費の一部を援助	継続	○

事業名	内 容	計画 区分	現況
特別支援学級児童(生徒)就学援助	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者に就学に必要な経費の一部を援助	継続	○
ランドセルの贈呈	小学校入学の祝品としてランドセル(3色)を贈呈	継続	拡充
いいじまヒノキの文具贈呈	新入学児童に対し、ランドセル贈呈時に、飯島産ヒノキで作成した鉛筆を贈呈	新規	○
奨学金事業	町奨学金貸与事業	継続	○
高等学校生徒通学給付金	ひとり親家庭で高校に通学する生徒の保護者に対する負担軽減のための補助金	継続	○
福祉医療費給付金	高校3年生相当学年までの保険診療費の一部負担金相当額を現物給付	継続	○
インフルエンザ予防接種費用助成	中学3年生対象にインフルエンザ予防接種費用の一部補助	継続	○
定例相談	保健師・管理栄養士による定例相談(月2回)	継続	○
こんにちは赤ちゃん訪問事業	育児不安の増える出生後の早期に家庭訪問を行い、孤立しない子育てへの支援	継続	○
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に訪問して、養育に関する支援を行い、適切な養育の実施を確保する事業	継続	○
乳児健康診査費用補助	1歳までの間に医療機関で行なう健康診査の補助券を1人に1枚交付	継続	○
県外乳児健診費用補助	県外で乳児健診を受けた方に償還払いの費用補助	継続	○
母子保健訪問事業	保健師・管理栄養士による訪問支援	継続	○
助産師相談	妊婦・産婦・母乳・赤ちゃんに関する来所型助産師相談(月1回)	継続	○
乳幼児育児相談	随時相談(来所・電話)	継続	○
県外定期予防接種費用補助	県外で子どもの定期予防接種を受けた方に償還払いの費用補助	継続	○
未熟児養育医療費給付等事業	医療の給付、未熟児保護者訪問指導	継続	○
特別児童扶養手当	障がい児のいる家庭に給付	継続	○
障がい児福祉サービス	障がい児に対する通所支援や相談支援などのサービス実施	継続	○
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付の費用補助	継続	○
定期予防接種	定期予防接種	継続	○
若い世代の循環器健診など費用補助	39歳以下町民の循環器健診などの費用補助 38歳節目総合健診	継続	○
おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成	1歳から3歳未満対象におたふくかぜワクチン接種費用の一部補助	継続	○
特別の理由による任意予防接種費用補助	骨髄移植等の特別な理由による再度の定期予防接種の費用補助	継続	○

事業名	内 容	計画 区分	現況
通常保育	短時間認定：午前 8 時 15 分～午後 4 時 15 分、標準時間認定：午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分までの保育（保護者の就労時間等により異なる）	継続	○
乳児保育	産後 10 か月からの乳児保育	継続	○
未満児保育	1 歳以上 3 歳未満児の保育	継続	○
一時保育	冠婚葬祭などで保育ができない家庭の 1 歳以上児の保育	継続	○
早朝保育	通常保育前の延長保育	継続	○
延長保育	通常保育後の延長保育	継続	○
ファミリーサポートセンター	利用会員と協力会員が登録し利用会員のニーズにより協力会員が自宅等で預かる制度 補助金及び交付金の創設	継続	拡充
学童クラブ	放課後に児童の面倒を見る保護者などがいない児童の預かり 保護者負担金の軽減	継続	拡充
私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園が保育料などを減額し、または免除した場合に補助	継続	完了
保育サポーター事業	保育園等への保育補助員の設置	継続	拡充
マジイイ☆子育てワークスタイル推進企業宣言	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を増やしていく	新規	○
クラウドワーク講座	子育て中の親が家事や育児の空いた時間にパソコンで出来る仕事を学ぶ講座	新規	○
地域子育て支援センター	地域の子育て支援の拠点施設として、いっ子広場、相談業務、各種事業実施	拡充	拡充
育児サークル支援	育児サークルを支援する講座を開催	継続	○
おでかけ広場	地区公民館を拠点に子育ての交流	継続	○
いっ子広場	乳幼児の親が集い、語り合うことにより子育てなどの問題や悩みを解決する機会を提供	継続	○
子育て講演会	子育てに役立つ講演及び情報提供	継続	○
子育て勉強会	子育てに役立つ座談会及び情報共有	継続	○
専門相談	心理士・言語聴覚士・作業療法士などによる相談	継続	○
保育園巡回相談	心理師、言語聴覚士、作業療法士、家庭相談員、保健師などが保育園を巡回 養育や療育に関する個別の相談	継続	拡充
教育相談	児童生徒及びその保護者に対し、相談員を配置し相談業務などを行う	継続	○
家庭相談	子どもや親子関係に関して（性格、行動、心身の発達、心身の障害、家族関係、虐待など）相談員を配置し、相談業務を行う	継続	拡充

事業名	内 容	計画区分	現況
就学相談	児童の就学について、特に就学前相談を行う	継続	○
こころの相談室	小中学校に児童生徒の悩みや相談などに対応するため専門の職員を配置し、相談指導を行う	継続	○
子育て相談	子育てに関する不安や、悩み、困っている事などの相談を行う	継続	○
町長を囲んでおしゃべり会	子育て中の保護者と町長との懇談（年１回）	継続	○
ブックスタート	絵本の読み聞かせの実演、絵本の紹介、図書館利用案内、絵本を贈呈（５か月、２歳６か月、小１の３回）	継続	○
ハッピーバースフラワー事業	３か月児健診時に町内産の花束をプレゼント	継続	○
離乳食教室	離乳食を調理実習・試食	継続	○
B P プログラム	乳児期の第１子、第２子を持つ親とその子ども対象のグループプログラム	継続	拡充
おやこの食育教室	親子で調理実習を年２回、各地区で年１回開催 食生活改善推進協議会活動	継続	○
出前講座	子育てに関することや、親のための講座を様々な場所へ出向いて実施	継続	○
各地区子ども広場	さまざまな体験の場、異年齢児童の交流、地域住民との交流の場の提供	継続	○
緑の少年団活動補助	小中学校の緑の少年団に対する活動補助	継続	○
コミュニティースクール	保護者や地域住民の学校への運営の参画の推進や連携強化をすすめ、児童生徒の健全育成を推進する事業	継続	○
学習サポーター事業 R4～いいじま未来塾	中学生における家庭学習の点検及び課題の作成	新規	○
ふれあい保育	世代間の交流やふれあいを目的とした保育	継続	休止
郷土文化伝承保育	地域の伝統行事を取り入れた保育	継続	○
小規模児童遊園地設置等事業	児童幼児の健全な遊び場と子どもを守るための遊具などの設置等補助を行う事業	継続	○
安心・安全なまちづくりに向けた基盤整備や体制整備	安全で安心なまちづくりに向けた住環境の整備	継続	○
子ども見守り隊活動	学校の登下校時に地域の方による子どもの見守り活動	継続	○
青少年健全育成パトロール	学校・防犯・育成会など関係団体によるパトロールを実施	継続	休止
有害環境チェック活動	育成会など関係団体による有害環境のチェックを実施	継続	休止
I C T 教育推進事業	情報教育、情報モラル教育の推進	新規	拡充

○令和２年度以降、新規事業

事業名	内 容	開始 年度	現況
子育て応援企画 飯島町オリジナルカース テッカー配布	飯島町オリジナルカーステッカーで交通安全を願 い、あわせて町の PR も行う	R2	○
子育て支援アプリ「いい じますくすくナビ」	子育て世帯に飯島町の子育て支援に関する情報配 信を効果的に行う	R3	○
多胎児家庭ファミリーサ ポート利用料補助	多胎児を妊娠中・育児中の家庭が町のファミリー サポートセンターを利用したときの利用料の全額 補助	R3	○
子育て世帯上下水道関連 応援補助金	0 歳から 3 歳児までの子育て世帯の上下水道料金 等に関する負担軽減のための応援として 1 人につ き年額 5,000 円を補助	R4	○
飯島町すこやか子育て 応援補助金	当該年度 4 月 1 日に 3 歳以上児であって、飯島町 営保育園に通園していない期間のある児童の保護 者へ給食費相当額を補助	R4	○
プレママ相談	出産・子育て期に利用可能なサポートやサービス を円滑に利用できるよう、妊娠後期に相談を行う	R4	○
ママサポート事業	産前・産後の家事支援	R4	○
「飯島でマイホーム」 住宅関連補助金	若者世帯への住宅取得費用やリフォーム費用を補 助	R4	○
ふるさと飯島奨学金返還 支援補助金	奨学金を返還している方へ、返還額の支援	R5	○
保育園、小学校低学年 での外国語活動	保育園、小学校 1・2 年生への外国語活動	R5	○
学年費補助	臨海学習や修学旅行時の費用負担軽減 卒業文集やアルバム作成費用補助	R5	○
出生祝い越百黄金（こす もこがね）贈呈事業	出生の手続きを行う方に対し、飯島町の安心・安 全ブランド米「越百黄金」5kg の引換券を贈呈	R6	○
異文化交流事業	様々な国の人や文化に触れ、異文化理解を図る	R6	○
英語教育コーディネータ ー	保小中の外国語教育推進、連携強化 町の英語教育推進	R6	○
飯島町公式 LINE	子育て情報などを公式 LINE で配信	R6	○

第2節 課題の整理と方向性

1 人口減少と少子化対策に向けたまちづくり

国全体が急激な人口減少のなか、当町においても減少の一途をたどっており、少子高齢化が進んでいます。出生数もここ10年で30人ほど減少しており深刻な状況であります。

このような状況の中で、町を支える若者がいきいきと働き、結婚し、こどもに恵まれ、安心して子育てできる環境づくりに取り組むとともに、こども・若者が、まちに愛着と誇りを持ち、将来にわたり「住み続けたいまち」「帰ってきたいまち」と思えるまちづくりを推進する必要があります。

2 こどもが健やかに成長していくための環境づくり

核家族化や共働き家庭の増加、働き方の多様化など子育てをめぐる環境が大きく変化する中、一人ひとりのこども・若者の健やかな成長と子育て家庭環境の「多様なニーズ」に対応するため、こども・若者や子育てに対する支援の更なる充実が必要です。

町の将来を担う大切なこども・若者が、健やかに成長し、生きる力を育むことができる環境づくりを推進する必要があります。

3 ライフステージに応じた切れ目ない支援

これまでの妊娠、出産、子育て支援に加え、就職、結婚、教育などに対する支援が求められます。すべてのこども・若者が社会の一員として、その権利が保障されるなかで、一人ひとりの状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える施策を推進する必要があります。

4 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援

経済的困窮、障がい、児童虐待、ひとり親家庭、孤立など、こども・若者が置かれている環境はさまざまで、複合的で多岐にわたっています。

さまざまな困難を抱えるこども・若者の将来が、その生まれ育つ環境によって左右されることがないよう社会的な自立に向け、関係機関とも連携した重層的な支援を推進する必要があります。

5 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）

こどもを産んでも仕事を続けたい、こどもがある程度大きくなったら仕事をしたいなど、仕事をしようとする女性の増加や、父親の育児休暇の取得など、人々の生き方は多様化しています。仕事は、生活の糧として欠かせないものであり、誰もがやりがいや充実感を感じながら働きたいものです。家庭での生活や子育ても重要であり、誰もが、仕事と生活が両立でき、安心して子育てできる職場環境の実現に向け、ワークライフバランスの推進に努める必要があります。

6 地域とこどもの関わり

核家族化が進み、祖父母との交流が頻繁ではない家庭も増えています。また、自治会の未加入家庭など地域への参加の機会があまりない家庭も増加しており、地域とこどもとの関わりが希薄化しています。

近所に同年代、年齢が近い子は減っており、地域で同年齢だけでなく異年齢のこどもと交流する機会も減ってきています。自分より年齢の大きな子に面倒をみてもらい、その後、自分より年齢の小さな子に対し同じように思いやりを持って接することを覚えるなど、社会性を身につける機会も減っているといえます。

そのため、家庭、学校、地域、企業、行政など地域社会すべての方が、こども・若者や子育て家庭を、それぞれが相互に協力し合いながら役割を担い、社会全体で一体的な支援に努める必要があります。

第 4 章 基本理念・基本目標



第4章 基本理念・基本目標

1 基本理念

こども・若者を取り巻く状況などを踏まえたうえで、社会全体でこども・若者を支えていくための基本理念を次のとおり掲げます。

**すべてのこどもが健やかに成長し、
豊かな未来を築くことができるまち「いいじま」**

すべてのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるまちづくりを目指します。

2 基本目標

本計画では、基本理念の達成に向けて、次の3つの基本目標のもと施策を展開します。

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 基本目標1 | すべてのこどもが心身ともに健やかに成長できる切れ目ない支援 |
| 基本目標2 | 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援 |
| 基本目標3 | 地域全体でのこども・子育て支援 |

○基本目標1 すべてのこどもが心身ともに健やかに成長できる切れ目ない支援

まちの未来を担うこども・若者が健やかで心豊かに成長し、生きる力を身に付け、一人ひとりが社会的に自立できるよう、ライフステージに応じた切れ目ない支援を総合的に取り組んでいきます。

若者が出会い、希望する年齢で結婚し、安心して子どもを産み育てることができるよう、出会い・結婚・妊娠・出産・子育て・教育・就業の希望をかなえることができるまちづくりを推進します。

○基本目標2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援

こども・若者が生まれ育つ環境に左右されることなく、健やかに成長することができるよう、十分な支援に取り組んでいきます。

経済的困窮、障がい、児童虐待、ひとり親家庭、孤立、その他家庭状況等により、様々な困難を抱え、支援が必要なこども・若者が、自分らしく輝いて生きられるよう、包括的かつ効果的な支援を推進します。

○基本目標3 地域全体でのこども・子育て支援

保護者や家庭がこどもを育てていくことはもちろんですが、地域や社会全体が子どもの成長にとっては大きく関係します。家庭・学校・地域・企業・行政など、地域社会すべての皆さんが、こども・若者の育成は社会全体の責任であることの認識を持ち、こども・若者や子育て家庭を温かく見守り、こども・若者の成長のみでなく、保護者・親としての成長も応援するなど、地域全体で支える環境づくりを推進します。

○基本理念の実現に向けた目標指標

項 目	町 の 目標	町 の 現状	出典（町）
保育サービスにおける待機児童ゼロの 人数（人）	0	0	教育委員会
「学校が楽しい」と思うこども（％）	100	90.2	学校評価アンケート
友達や先生、地域の方に挨拶ができる こども（％）	100	90.2	学校評価アンケート
初めてのこと、興味のあることに「挑戦」 できるこども（％）	100	92.5	学校評価アンケート
毎日朝食を食べる割合（％）	100	91.0	保育園生活習慣アンケート
		94.7	小学生生活習慣アンケート
		86.5	中学生生活習慣アンケート
将来の夢や目標を持つ（％）	80	69.4	小中高校生・若者アンケート
将来結婚したい（％）	70	57.9	中高校生・若者アンケート
両親が働いて一緒に家事や子育てをする 家庭をつくりたい（％）	80	74.1	中高校生・若者アンケート
「生活に満足している」（％）	75	54.2	高校生・若者アンケート
「今の自分が好き」（％）	75	71.7	高校生・若者アンケート
飯島町に住み続けたい（％）	40	27.5	高校生・若者アンケート
育児休業の取得状況（女性）（％）	90	72.6	未就学児保護者アンケート
育児休業の取得状況（男性）（％）	35	10.3	
子育て環境や支援満足度（％）	70	43.1	保護者アンケート

3 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策
すべてのこどもが健やかに成長し、豊かな未来を築くことができるまち「いいじま」	基本目標 1 すべてのこどもが心身ともに健やかに成長できる切れ目のない支援	1 すべての子育て家庭への支援 2 妊娠前から妊娠・出産期までの支援 3 乳幼児期における支援 4 学童期から思春期（中学生）における支援 5 思春期（高校生）から青年前期（22 歳頃）における支援 6 青年後期（30 歳未満）における支援
	基本目標 2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援	1 困難を抱えるこども・若者への支援 2 障がい児等への支援 3 児童虐待防止対策の推進 4 ひとり親家庭への支援
	基本目標 3 地域全体で のこども・ 子育て支援	1 地域全体でこども・若者、子育てを支える環境づくり 2 こども・若者の安心安全な生活環境づくり

第 5 章 実施計画



第5章 実施計画

第1節 こども・若者、子育て支援のための実施計画

【具体的施策の表左端の凡例について】

☆ 令和7年度以降に新規で開始する事業

※各項目に掲載する『主な事業』について、事務事業の内容によっては、いくつかの施策に関連する場合がありますが、それぞれの施策に掲載せずに、最も関連の深い施策に掲載しています。

●基本目標1 すべてのこどもが心身ともに健やかに成長できる切れ目ない支援

1 すべての子育て家庭への支援

(1)相談体制の充実

■基本的な方針

- こども家庭センターを設置し、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、こどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。
- 生まれる前からこどもが自立するまで関係する分野の関係者が連携し、総合的に支援を行える仕組みの充実を図ります。
- より良い施策・事業の推進のため、こどもの声を聴く機会を確保していきます。また、町の取組に関してこどもに対し分かりやすい情報提供を行います。
- 飯島町こども・子育て会議の意見を踏まえて、継続的に検討・実践・改善を進め、施策・事業の推進にこども・若者の声を反映していきます。
- こどもが成長するなかでの不安や悩みへの専門相談の機会を切れ目なく設けていきます。また、教育相談や家庭相談など常時相談できる窓口を設置し、身近に相談できる環境を作ります。
- 保育園や学校それぞれでこどもの成長段階に合わせた相談ができる体制を整備します。また、各機関で連携を図り、途切れなく支援を一貫して行えるように整備していきます。

■主な事業

	事業名	内 容	担当課
☆	こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関	健康福祉課 教育委員会
	子ども・子育て会議	こども・子育てに関わる人や機関の代表者が集まり、こども・子育てについて幅広く検討し、支援していくための会議を開催	教育委員会
	定例相談	保健師・管理栄養士による定例相談（月2回）	健康福祉課
	専門相談	臨床心理士・言語聴覚士・作業療法士などによる相談	健康福祉課
	保育園巡回相談	公認心理師、言語聴覚士、作業療法士、保健師などが保育園を巡回訪問 こどもの成長や発達、就学に向けた心配事などに対する相談・助言業務	教育委員会

	事業名	内 容	担当課
	教育相談	児童生徒及びその保護者に対する相談業務（特別支援教育アドバイザー）	教育委員会
	家庭相談	こどもや親子関係に関して（性格、行動、心身の発達、心身の障害、家族関係、虐待など）の相談業務（家庭相談員）	教育委員会
	就学相談	特に就学前相談（児童の就学について）	教育委員会
	こころの相談室	小中学校に児童生徒の悩みや相談などに対応する相談指導	教育委員会
	子育て相談	子育てに関する不安や、悩み、困っている事などの相談	教育委員会

(2)経済的支援

■基本的な方針

○経済的な負担を減らすことにより、安心して子育てができるよう支援を行います。児童手当の給付のほか、医療費の補助など引き続き行います。また、3歳以上児の保育料及び給食費無償化（保育園へ通園していない保護者等についても給食に係る費用の負担を行う）、未満児保育料の軽減拡充など保護者への負担軽減を図ります。

■主な事業

	事業名	内 容	担当課
☆	出産祝い金事業	出産時に1人50,000円の出産祝い金を支給	健康福祉課
	出産・子育て応援給付金	妊娠届出時に5万円、出産後面談時に5万円経済的支援として支給	健康福祉課
	児童手当	0歳から高校修了までの養育者に給付	住民税務課
	福祉医療費給付金	高校3年生相当学年までの保険診療費分の一部負担金相当額を補助	健康福祉課
☆	在宅育児支援金	在宅で育児を行っている家庭の経済的な負担軽減のため、支援金を支給	教育委員会
	子育て世帯上下水道関連応援補助金	0歳から3歳児までの子育て世帯の上下水道料金等に関する負担軽減のための応援として1人につき年額5,000円を補助	建設水道課
	保育にかかる費用の見直し	保育料などの見直し	教育委員会
	飯島町すこやか子育て応援補助金	飯島町営保育園に通園していない期間のある3歳以上児の保護者へ給食費相当額を補助	教育委員会

2 妊娠前から妊娠・出産期までの支援

■基本的な方針

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進するとともに、関係機関と連携して個に応じたきめ細やかな支援を実施します。
- 妊娠し、最初の窓口となる母子健康手帳の交付時から妊娠中の栄養指導や、体調管理について説明し、町で受けられる支援事業の紹介及び交付した後も気軽に相談に来てもらえる環境づくりを行います。
- 妊娠し、出産を迎えるまでに子育てについて学習する機会を設けます。出産後の不安を少しでも解消し、子育てがスムーズに行えるよう「親」になるための支援を行います。また、祖父母手帳を交付し、核家族化の進む中でも祖父母としてできることを考えるきっかけを提供します。
- 心身に不安を抱える妊婦に対して保健師や管理栄養士などが訪問し、支援を行います。
- 不妊治療への助成や相談、情報提供などを行い、経済的、心身的な負担を減らし、安心して治療を行える環境を整備します。
- 産後に頼るところがないなどの不安を抱えている場合、産後ケア事業やママサポート事業の利用案内を行い、安心して出産後も過ごせるよう支援します。

■主な事業

	事業名	内 容	担当課
	母子健康手帳交付及び妊娠期保健・栄養指導	母子健康手帳交付時に保健師・管理栄養士による指導	健康福祉課
	妊婦一般健康診査	医療機関委託による健康診査	健康福祉課
	妊産婦支援	保健師などによる訪問相談支援	健康福祉課
	産婦健診費用補助金	産婦の健診費用補助（1人2回）	健康福祉課
	妊婦歯科健診補助	協力歯科医院にて、妊婦1人につき1回歯科健診無料券交付	健康福祉課
	産前・産後サポートクーポン	産科、助産所で行う産婦、子育て、母乳育児相談などの費用補助	健康福祉課
	プレママ・プレパパの会	妊娠期の生活、家族のきずなづくり	健康福祉課
	プレママ・プレパパ相談	出産・子育て期に利用可能なサポートやサービスを円滑に利用するための、妊娠後期における相談	教育委員会
	祖父母手帳交付	祖父母との世代間ギャップをうめ、父母との関係が円滑になるよう冊子を交付	教育委員会
	不妊及び不育に悩む方への特定治療費補助事業	不妊・不育治療を受けたご夫婦に治療費の一部を助成	健康福祉課
	産後ケア事業	出産後、産院や助産所などでの宿泊やデイケアによる支援	健康福祉課
	多胎児家庭ファミリーサポート利用料補助	多胎児を妊娠中・育児中の家庭が町のファミリーサポートセンターを利用したときの利用料の全額補助	健康福祉課
	ママサポート事業	産前産後の家事・育児支援	教育委員会

3 乳幼児期における支援

(1)乳幼児の健やかな発育・発達の支援

■基本的な方針

- 国の指針に基づく乳幼児健診や育児相談を実施し、順調にこどもが成長・発達できるよう支援します。また、発達・発育に関する専門スタッフによる相談や早期療育のための教室を継続して実施します。
- 生活リズムのつくり方や、バランスのとれた食事など、家庭でこどもがよりよい生活を送るための支援を総合的に行います。
- 健診等で発育、発達の遅れや特徴などを、早期に発見し、早期支援に繋がります。専門スタッフによる教室など発達段階に合わせて支援を途切れることなく繋いでいく体制を推進します。また、より専門的な対応が必要となった場合は、医療、福祉、療育に繋がります。
- 専門スタッフがその年齢などに応じた、こどもの運動発達、ことば、社会性、心の安全を育てるフォロー教室（かるがもひろば、あそびの広場、たけのこくらぶ）を実施し、本人の支援だけでなく、保護者も対応の仕方などを学び、こどもの成長を支援します。
- 様々な場面で、必要に応じて専門的な助言が受けられる体制を作ります。
- 将来の生活習慣病を予防し、良い生活習慣を身につけ、健康に過ごせるよう幼少期、学童期のこどもを対象とした教室をおこないます。
- こどもの命と健康を守るため、適切な時期にワクチン接種することで感染症を予防します。
- こどもが健康で育っていくためには、その親の健康面も重要です。保健師、管理栄養士等による支援のほか、各種健診などの補助を行うことで、保護者の健康も推進します。

■主な事業

	事業名	内 容	担当課
	新生児・産婦訪問	保健師等による訪問相談・支援	健康福祉課
	こんにちは赤ちゃん訪問事業	育児不安の増える出生後の早期に家庭訪問を行い、孤立しない子育てへの支援	教育委員会
	母子保健訪問事業	保健師・管理栄養士による訪問支援	健康福祉課
	助産師相談	妊婦・産婦・母乳・赤ちゃんに関する来所型助産師相談（月1回）	健康福祉課
	乳幼児育児相談	随時相談（来所・電話）	健康福祉課
	1か月児健康診査費用補助	1か月児の健康診査費用補助	健康福祉課
	県外乳児健診費用補助	県外で乳児健診を受けた方に償還払いの費用補助	健康福祉課
	乳幼児健康診査事業	発育・発達の節目である時期に健診を行い、疾病または異常の早期発見に努めるとともに、各期に応じた適切な保健指導を行い、乳幼児の健全な発育・発達を促す	健康福祉課
	未熟児養育医療費給付等事業	医療の給付、未熟児保護者訪問指導	健康福祉課

	離乳食教室	離乳食を調理実習・試食	健康福祉課
	かるがもひろば	概ね1歳を対象とした発達支援、母支援の教室	健康福祉課
	あそびの広場	2歳～3歳を対象としたこどもの発達を専門スタッフで支援する定例教室	健康福祉課
	たけのこくらぶ	発達の特性を持つ保育園児を対象とした、こどもの発達を専門スタッフで支援する定例教室	教育委員会
	保育園歯科指導	年1回、園児を対象に歯科衛生士による歯科指導	教育委員会
	保育園児フッ素塗布	年1回、希望する園児を対象に無料でフッ素塗布	教育委員会
	こりすの会	保育園の親子を対象とした生活習慣病予防教室	健康福祉課 教育委員会
	つばさの会	小・中学校の親子を対象とした体とこころの健康教室	健康福祉課 教育委員会
	定期予防接種	予防接種法に基づき、対象となる病気や対象者、接種期間などが定められた予防接種	健康福祉課
	おたふくかぜワクチン 任意予防接種費用助成	1歳から3歳未満対象におたふくかぜワクチン接種費用の一部補助	健康福祉課
	県外定期予防接種費用 補助	県外でこどもの定期予防接種を受けた方に償還払いの費用補助	健康福祉課
	若い世代の循環器健診 など費用補助	39歳以下町民の循環器健診などの費用補助 38歳節目総合健診	健康福祉課
	成人風しん予防接種補 助	先天性風しん症候群の予防 妊娠予定者及びパートナーを対象に予防接種 の費用を一部補助	健康福祉課

(2)こども・子育て支援サービスの充実

■基本的な方針

- 子育てを一人で抱え込まないためにも子育てを行う人同士が交流する機会を創出します。地域子育て支援センターの利用促進を図るため、親も子どもどちらも楽しむことのできる講座や事業などを推進します。親子リトミックやコンサートなど気軽に楽しめ、ストレスを発散し、子どもとおだやかに向き合えるように支援します。
- 子育て世代を対象とした講座等を行い、子育て知識の提供や子育て中のストレス解消に繋げ、のびのびと子育てができるよう支援を行います。講座への参加の際の託児の充実など、気軽に参加できる環境整備及び子育て家庭が安心安全に過ごすことができるよう施設整備に取り組みます。
- 子育て世帯の要望などを聞く機会として直接保護者と町長が車座になり意見を聞く場を設け、町づくりに反映します。直接意見の言える機会は少ないため、率直な意見を聞ける場として実施します。

○こどもと親との愛着形成は心と体の成長に大きな影響があります。しっかりとした愛着形成が家庭で行えるよう、講座や事業を通して支援します。

こどもへの接し方などを学ぶことにより、児童虐待の防止にも繋がります。

○地域子育て支援センターを中心として、子育てに関する情報の発信を幅広く行います。

○ブックスタートとして絵本をプレゼントし、こどもと親が触れ合う機会を推進します。

心豊かな子育てをしてほしいという願いを込めて、町内産の花束のプレゼントや出産祝いとして安心安全ブランド米を贈呈します。

■主な事業

	事業名	内 容	担当課
	地域子育て支援センター	地域の子育て支援の拠点施設として、いっ子広場（子育て家庭の交流の場の提供と交流の促進）、相談業務、子育て情報の提供、子育て講座・講演会、子育ておしゃべり会、各種事業を実施	教育委員会
	B P プログラム	乳児期の第1子、第2子をもつ母親とそのこどもを対象に、親子のきずなをつくり、子育てに必要な知識や方法を学び、グループで話し合いながら母親同士の繋がりを深め、仲間と助け合って子育てしていくことを学ぶ事業	教育委員会
	町長を囲んでおしゃべり会	保護者と町長との懇談（年1回）	教育委員会
	子育て応援企画 飯島町オリジナルカーステッカー配布	飯島町オリジナルカーステッカーをプレゼントし、交通安全を願い、あわせて町のPRを実施	教育委員会
	子育て支援アプリ「いじますくすくナビ」	子育て世帯に飯島町の子育て支援に関する情報を配信	健康福祉課 教育委員会
	飯島町公式 LINE	子育て情報などを公式 LINE で配信	教育委員会 総務課
	ブックスタート	絵本の読み聞かせの実演、絵本の紹介、図書館利用案内、絵本を贈呈（3回）	教育委員会
	ハッピーバースフラワー事業	3か月児健診時に町内産の花束をプレゼント	健康福祉課 産業振興課
	出生祝い越百黄金（こすもこがね）贈呈事業	出生の手続きを行う方に対し、飯島町の安心・安全ブランド米「越百黄金」5kgの引換券を贈呈	産業振興課
	病児・病後児保育事業	こどもが病気又は病気の回復期で集団での保育が困難な時期に病児・病後児保育室おひさまハウス又はすずらん病児保育室で預かる事業	教育委員会
	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に訪問して、養育に関する支援を行い、適切な養育の実施を確保する事業	健康福祉課 教育委員会

(3)教育・保育サービスの充実

■基本的な方針

- 保育サービスの充実を図り、安心して仕事ができるよう支援を引き続き行います。就労形態等に合わせ早朝保育や延長保育など、それぞれのニーズに合った形態で保育サービスを利用できるよう整備を行います。
- 保育園では、こどもの最善の利益を考慮し、養護と教育を一体的に行えるよう保育内容の充実に努めます。
- 保護者が安心して保育サービスを利用できるよう、保育園等への入園や教育・保育の質の向上、園児の安全確保を第一に快適な保育環境の整備に取り組みます。

■主な事業

	事業名	内 容	担当課
	通常保育	親の就労など保育が必要と認めた児童の保育（保育時間は、保護者の就労時間等により異なる）	教育委員会
	乳児保育	産後１０か月からの乳児保育	教育委員会
	未満児保育	１歳以上３歳未満児の保育	教育委員会
	早朝保育	通常保育前の延長保育	教育委員会
	延長保育	通常保育後の延長保育	教育委員会
	一時保育	冠婚葬祭などで保育ができない家庭の１歳以上児の保育	教育委員会
☆	保育園の環境整備	保育園業務の ICT 環境の整備 業務効率化の研究・検討	教育委員会
	保育施設の環境改善	園舎・給食調理室・遊具等保育施設の機能強化に係る施設整備及び環境改善	教育委員会
	保育士処遇改善事業	保育士の確保と、質の高い保育を目的とした、保育士の処遇改善	教育委員会
	保育サポーター事業	保育園等への保育補助員の配置	教育委員会
☆	乳児等通園支援事業	保護者の就労状況や理由を問わず、３歳未満の未就園児が保育施設等を利用できる事業（令和８年開始予定）	教育委員会
	保育園開放	保育園の一般開放	教育委員会

4 学童期から思春期（中学生）における支援

■基本的な方針

- こどもが、家庭の中だけでは体験しにくいことを経験できる場を整備し、豊かな体験を通じて成長を支援します。また、国際社会を見据えた広い視野を育む機会を提供するとともに、幼年期からの国際理解教育や異文化交流事業を推進し、国際感覚や他者理解の心を育む取り組みを行います。
- 早い段階で外国語活動を実施し、外国語に対する興味・関心を育てるため、保育園・低学年の外国語教育の推進を図ります。

- 小・中学校入学時にランドセル贈呈や教材費補助等による保護者負担の軽減を行い、安心して就学できる環境を整えます。加えて、給食費に対する補助を行い、保護者負担軽減を図ります。さらに、経済的に厳しい家庭や特別支援学級に通う児童の保護者への援助を実施し、すべてのこどもが平等に教育を受けられるよう支援します。
- 就労形態や家族の形態によっては放課後や長期休業中にこどもだけで過ごさなくてはならないことがあります。学童クラブなどの利用により、こどもの居場所を創出し、親子ともに安心して過ごせる環境づくりを行います。
- こどもの健やかな成長を支えるために、健康管理や指導を行います。生活習慣病予防やタバコ、酒、薬物等の危険性に関する啓発を通じて、からだやこころの病気を未然に防ぎます。また、地産地消を通じた食育を推進し、こどもが地域の自然や文化に根差した健康的な食生活を学べる機会を提供します。
- 災害時に自ら動き、冷静に行動できる力を養うため、防災教育に力を入れます。具体的には、防災訓練や防災ワークショップを実施し、こどもがリスク管理能力を高められるよう支援します。
- ICT環境が整備される中、ICT教育を充実させ、情報を適切に扱う力やデジタル社会でのモラルを育む教育を行います。これにより、情報の活用力とリテラシーを備えた次世代を育成します。
- こどもに最も大きな影響を与える保護者への指導や支援を行い、親自身が成長できる環境を整備します。こどもを育てる過程で保護者も学び、家庭全体がより良い成長の場となるよう取り組みます。

■主な事業

	事業名	内 容	担当課
	国際理解教育の推進	中学生海外派遣国際交流事業（ネパールへの中学生派遣、韓国やオーストラリアの学校との交流） 異文化交流事業（JICA や JOCA 等と連携し、様々な国の人や文化に触れ、異文化理解を図る事業）	教育委員会
	外国語教育の推進	英語教育コーディネーターの配置（保小中の外国語教育の連携を取りまとめる立場として、学校間の調整を図る） 町全体の英語教育を推進するため住民向けの英語講座の実施	教育委員会
	多様な体験の推進	森の学校（町内小学生を対象とした森林教室） 中学生託児ボランティア（未就園児託児）	産業振興課 教育委員会
	ランドセルの贈呈	小学校入学の祝品としてランドセル（3色）を贈呈	教育委員会
	特別支援学級児童（生徒）就学援助	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者に就学に必要な経費の一部を援助	教育委員会
☆	給食費補助	物価高騰対策（物価高騰の影響を受ける給食費に対して高騰分を補助） 給食費無償化	教育委員会

	事業名	内 容	担当課
☆	教育費用負担軽減事業	入学準備補助事業（中学校入学時に必要となる学用品の購入補助） 学年費補助（小学校の臨海学習及び修学旅行に係る費用の負担軽減） 中学校入学時に必要な教材費の負担軽減（卒業文集やアルバム作成費用への補助）	教育委員会
	学童クラブ	放課後に児童の面倒を見る保護者などがいない児童の預かり	教育委員会
	いいじまヒノキの文具贈呈	新入学児童に対し、ランドセル贈呈時に、飯島産ヒノキで作成した鉛筆等を贈呈	産業振興課
	小学校歯科指導	年1回、小学生を対象に歯科衛生士が健康教育	教育委員会
	食育推進事業	飯島町食育推進計画に基づいた事業	健康福祉課 産業振興課 教育委員会
	「早寝・早起き・朝ごはん～生活リズムは家族みんなで～」町民運動	こどもの学習意欲や体力・気力を養うために望ましい生活習慣を身に付ける運動の実施	教育委員会
	インフルエンザ予防接種補助	中学3年生対象にインフルエンザ予防接種費用の一部補助	健康福祉課
☆	BOSAI スクール in 飯島（防災教育事業）	災害時に自ら考え行動できるよう、過去の災害から学ぶだけでなく、実際に想定した体験を通して防災意識の醸成	教育委員会
	キャリア教育事業（郷土愛プロジェクト）	地域とこどもたちをつなぎ、多くの関わりの中から次世代育成や地域づくりを考える事業 町内事業者を招き、勤労観や職業観を学び、郷土を理解する教育として「ふるさとフェス in 飯島」を開催	教育委員会
	I C T教育推進事業	情報教育、情報モラル教育の推進	教育委員会

5 思春期（高校生）から青年前期（22歳頃）における支援

■基本的な方針

- 義務教育以降の就学について奨学金貸与を行い、希望する進学ができるよう支援を行います。
- 青年期の若者は、卒業、就職、結婚など人生の節目となる出来事に係る選択を行う時期であり、生活に変化が出てきます。成長と共に、社会とのかかわりも増え、さまざまな悩みや不安が生じることがあり、ひとりで悩まないよう相談支援を行います。
- こども・若者が地域に誇りと愛着を持ち続けることができるよう支援を行います。
- 町の施策や取組に関して分かりやすい情報発信を行います。

■主な事業

	事業名	内 容	担当課
	奨学金事業	町奨学金貸与事業	教育委員会

	事業名	内 容	担当課
☆	奨学金給付事業	新たな奨学金給付事業の検討	教育委員会
	高校訪問事業	中学校卒業後の生徒の状況及び町の支援について情報共有を兼ねた高校訪問を実施	教育委員会
☆	Ｕターン促進事業	町の特産品を詰め込んだふるさと便を転出している若者に贈り、Ｕターンに繋げる事業	企画政策課
	20歳を祝う集い	「20歳を祝う集い」を通じて、町に愛着が持てるような企画を支援	教育委員会

6 青年後期（30歳未満）における支援

■基本的な方針

- 結婚による定住促進を目指して、「結婚したいけど出会いがない」「忙しくて婚活する時間が少ない」という人のために、多様な出会いの場の創出と結婚相談を併せて推進します。各種出会い・婚活イベントの実施やスキルアップ講座、インターネットマッチングサイトの活用や県や近隣市町村との連携など様々な支援を行います。
- 子育て世帯を対象とした優良な子育てに優しい住宅の供給ができるよう整備を進めます。また、空き物件の紹介なども行い、よりよい住環境の整備を図ります。
- 仕事と子育てを両立できる環境整備のため、支援に取り組む企業を町が積極的に応援します。女性の産前産後休暇や男女ともに育児休暇を取得しやすい環境とその復帰後の処遇や働き方について、短時間勤務制度、フレックスタイム制度、在宅勤務など様々な制度を推進します。また、子育て世代と企業とを結びつけたり、企業の取り組みを発信することにより啓発を行っていきます。
- 若者の定住促進と地域産業の担い手確保を図るため、町内に定住し、就職している方を対象に奨学金の返還にかかる費用の一部を支援します。

■主な事業

	事業名	内 容	担当課
	飯島町結婚相談所	結婚などにかかる相談の実施	企画政策課
	出会いの場創出事業	結婚につながる出会いの場の提供やイベントの実施	企画政策課
	結婚新生活支援事業	新婚生活にかかる家賃や引っ越し費用の補助	企画政策課
	飯島町住宅取得支援事業補助金	Ｕ・Ｉターンの子育て世帯の方や若者世帯の住宅取得費の補助	企画政策課
	マジイ☆子育てワークスタイル推進企業宣言	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業宣言	企画政策課
	ふるさと飯島奨学金返還支援補助金	奨学金を返還している方へ、返還額の一部を補助	教育委員会

●基本目標2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援

I 困難を抱えるこども・若者への支援

■基本的な方針

- こども・若者が置かれている家庭環境はさまざまであり、抱える課題も深刻な状況にあることから、状況に応じた適切な支援が必要です。生まれ育つ環境によって将来が左右されることがないように関係機関等が連携した支援や、適切な支援に繋がります。
- 経済的困窮を抱える家庭・こどもに対して、希望する教育を断念することがないように経済的な支援を行います。
- 夜や昼間、親が不在で、ひとりで過ごすことに不安を抱えるこどもへ安心して過ごせる居場所を提供します。
- ヤングケアラーは社会的認知度が低く、支援が必要なこどもがいても、こども自身や周囲の大人が気づくことができない恐れがあるため、教育や福祉分野など関係者の理解促進を図ります。また、地域の実情に合わせた実態調査を実施し、早期把握、早期支援へと繋がります。
- 不登校児童・生徒が、学校を卒業又は退学した場合であっても、適切な支援機関と繋がることで、生活困窮、ひきこもり、非行、自殺などの事態となることを未然に防ぐことができる体制を整備します。

■主な事業

	事業名	内 容	担当課
	要保護及び準要保護児童生徒補助	経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に就学に必要な経費の一部を援助	教育委員会
☆	こども第三の居場所	安心・安全に過ごせる居場所 包括ケア支援	教育委員会
☆	ヤングケアラー対策	ヤングケアラーの啓発・実態把握	教育委員会
	つなぐ会	義務教育後の支援体制として関係機関で「つなぐ会」を組織し、協働で支援	健康福祉課 教育委員会

2 障がい児等への支援

■基本的な方針

- こども・子育て支援法（平成24年法律第65号）で規定されている支援の内容及び水準等を踏まえ、共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、教育、保育、就労支援等の関係機関とも連携し、障がい児及びその家族に対して、ライフステージに応じた切れ目ない支援体制の構築を図ります。

■主な事業

	事業名	内 容	担当課
	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付の費用補助	健康福祉課

	事業名	内 容	担当課
	児童発達支援センターの設置	伊南4市町村で利用できる体制整備の検討	健康福祉課
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	医療的ケア児等に関するコーディネーターを1人配置	健康福祉課

3 児童虐待防止対策の推進

■基本的な方針

- 人権教育を行い、お互いを尊重し合える人を育てることを支援します。講演会や関係機関での研究を行います。人権尊重を定着させるため、幼少期からの教育を進めます。
- こどもの権利条約を守り、その権利が侵害されることのない環境づくりを行います。
- こども家庭センターを中心に、保育園や学校を含む要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を強化します。広報活動による周知のほか、関係機関への研修等を実施、情報共有し、虐待の予兆を見逃さない体制づくりを行います。
- いじめや不登校、ひきこもりなどの相談窓口を強化します。また、児童相談所との連携もはかり、専門的な助言を踏まえた支援を行います。

■主な事業

	事業名	内 容	担当課
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護及び要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るための協議会 定期的に情報共有を行うための実務者会議及び適切な保護を行うためのケース検討会議の開催	教育委員会
	講演会などの実施	男女共同参画推進懇話会などによる学びの場の提供	教育委員会
	人権教育推進協議会	人権教育に関係する団体などが人権教育について研究推進を行うための協議会	教育委員会

4 ひとり親家庭への支援

(1)ひとり親家庭への経済的支援

■基本的な方針

- 経済的に困難を抱えるひとり親家庭に対する給付金の支給などを行い、経済的負担の軽減を図ります。

■主な事業

	事業名	内 容	担当課
	ひとり親家庭福祉金	ひとり親家庭の福祉の増進に寄与することを目的として、福祉金を支給	健康福祉課

	事業名	内 容	担当課
	ひとり親家庭高等学校等生徒通学費給付金	児童扶養手当受給者で高等学校等に就学する児童の通学費に対し、給付金を給付	健康福祉課
	児童扶養手当の支給に関する一部の事務	児童扶養手当の認定請求の受理・審査、届出等受理・審査及び証書交付等に関する事務	健康福祉課

(2) 養育費や親子交流に関する周知

■ 基本的な方針

○ 養育費及び親子交流の取決めを促進するため、養育費及び親子交流に関する法的な知識を周知します。

■ 主な事業

	事業名	内 容	担当課
	養育費と親子交流に関するパンフレットの配布	役場窓口で離婚届書と同時に法務省作成のパンフレットを配布	住民税務課

● 基本目標 3 地域全体でのこども・子育て支援

1 地域全体でこども・若者、子育てを支える環境づくり

■ 基本的な方針

- 託児や育児サポート体制の整備として保育園の一時保育の充実や地域で子育てを応援するファミリーサポートセンター等との連携により、必要な時にこどもを預けられる体制を整備します。
- 家庭だけでは体験できない活動を支援します。地域の人と交流しながら活動することで、こどもと親だけでなく、地域全体でこどもを育てる体制を整備します。
- こどもを地域で見守り、こどもにとって居心地の良い優しい地域を目指します。様々な機会にこどもを見てもらったり、知識を伝えてもらうような交流を行ったりしながら、交流を深める支援を行います。
- 同じ年齢や近い年齢のこどもだけでなく、自分より小さな子の面倒をみながら一緒に活動することや、年齢の大きな子に遊んでももらうことなど、異年齢での交流から社会性を身につけ、心の豊かなこどもに育つ支援を行います。
- 異年齢のこどもや大人との交流の中で社会性などを身につけられるように活動の支援を行います。
- 親子で参加できる機会を作り、こどもだけでなく、親も一緒に成長できる環境を整備します。また、地域の伝統など親の知識だけではこどもに教えられない行事などを行うことで、幅広い体験の機会を作ります。
- こどもが安心して遊べる場の提供を行います。小規模児童遊園地設置については補助金を交付します。

■主な事業

	事業名	内 容	担当課
	ファミリーサポートセンター	利用会員と協力会員が登録し利用会員のニーズにより協力会員が自宅等で預かる制度	教育委員会
	地域子育て支援センター 地域交流事業	子育てサークルの支援 地域の方がボランティアとして活躍できる機会の創出 地域のお年寄りなどとの交流	教育委員会
	各地区こども広場	さまざまな体験の場、異年齢児童の交流、地域住民との交流の場の提供	教育委員会
	ふれあい保育	世代間の交流やふれあいを目的とした保育	教育委員会
	郷土文化伝承保育	地域の伝統行事を取り入れた保育	教育委員会
	緑の少年団活動補助	小中学校の緑の少年団に対する活動補助	産業振興課
	コミュニティースクール	保護者や地域住民による学校運営への参画推進や連携強化、児童生徒の健全育成の協働を推進する事業	教育委員会
	いいじま未来塾	中学生の自主学習や課題への支援 特別講座による多様な学びの提供	教育委員会
	おやこの食育教室	親子で調理実習を年2回、各地区で年1回開催（食生活改善推進協議会活動）	健康福祉課
	親子で参加する講座・体験教室	親子が一緒に行う郷土料理や昔遊びなどの体験を通して親子の交流・子育て親育ちの知識を学ぶ場の提供	教育委員会
	出前講座	子育てに関することや、親のための講座を様々な場所へ出向いて実施	教育委員会 健康福祉課
	小規模児童遊園地設置等事業	児童幼児の健全な遊び場とこどもを守るため遊具などの設置等補助を行う事業	教育委員会
	青少年育成会事業	4地区の育成会を通じ青少年の健全育成を目的とした活動	教育委員会
	学校開放	小中学校の一般開放 地域住民の授業への参加	教育委員会

2 こども・若者の安心安全な生活環境づくり

■基本的な方針

- こどもが生活するなかでの危険を減らし、安心安全に暮らす支援を引き続き行い、充実を目指します。歩道の整備や、防犯対策の強化を行い、こどもが安心して暮らせる環境を作ります。
- 学校の登下校時など地域の方にこどもの見守り活動をしてもらい、安心して通えるように体制を整備します。
- 地域で見守ってもらうだけでなく、実際にこどもやその親と地域の方とが交流する機会を提供します。

○こどもたちが様々な活動をするときの人材や場所の提供ができるよう、整備を行います。図書館車の巡回など、こどもたちの近くに行くことで気軽に利用できる環境を整備します。

○子育てバリアフリーの推進、防犯教育の推進や通学路・公園等における防犯体制の強化等に取り組むことにより、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

■主な事業

	事業名	内 容	担当課
	安心・安全なまちづくりに向けた基盤整備や体制整備	安全で安心なまちづくりに向けた住環境の整備	総務課 建設水道課
	こども見守り隊活動	学校の登下校時に地域の方によるこどもの見守り活動	教育委員会
	さまざまな人との交流の場の提供	こどもたちが、さまざまな人と交流のできる場の提供	総務課 住民税務課 健康福祉課 産業振興課 教育委員会
	図書館車巡回	各保育園や学校へ出向いた本の貸し出し、返却	教育委員会
☆	子育てバリアフリー化の推進事業	公共施設の改修・新設時において、こどもサイズの便器、手洗い器、ベビーベット、ベビーチェア、授乳室の設置など、子育て世帯が安心して利用できる施設整備等の推進	総務課 企画政策課 健康福祉課 教育委員会

第2節 主要施策の量の見込みと確保方策

1 量の見込みと確保方策

本計画においては、「飯島町子ども・子育て支援事業計画」に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業についてのニーズを表す「量の見込み」と提供量を表す「確保方策」を記載します。

量の見込みについては、小学校就学前児童数の推移、ニーズ調査から算出した教育・保育の利用意向や就労希望等、直近の実績や町の実情等を考慮しながら、年齢区分等に応じた各年度の量の見込みを定めます。

2 認定区分と提供施設例

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定します。

認定区分	対象者	提供施設
1号認定	満3歳以上の学校教育を希望する就学前のこども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども (保育を必要とするこども)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども (保育を必要とするこども)	保育園 認定こども園 地域型保育事業

3 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育設備の状況等を総合的に考慮し、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとしています。

このような中で、町の区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、従来どおり町全体を1区域と設定します。ただし、1号認定については町内に該当施設がないため、広域での利用を見込みます。

4 児童数の推計

量の見込みを算出するために、過去5年間の住民基本台帳を基に、コーホート変化率等を用いて児童数を算出します。

(単位：人)

年齢	R7	R8	R9	R10	R11
0～5歳	289	260	251	239	239
6～11歳	416	416	395	380	364
合計	705	676	646	619	603

5 教育・保育事業の見込みと確保方策

(1) 1号認定（幼稚園及び認定こども園）（2号認定教育利用希望者を含む）

必要に応じて認定こども園への移行なども検討します。

（単位：人）

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	2	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3

(2) 2号認定（満3歳以上で保育園及び認定こども園）

希望する園へ入れるように人員調整等しながら運営します。今後こどもの人数の減少も考えられるため、必要に応じて定員の見直しや園の統合なども検討します。

（単位：人）

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	180	150	140	120	120
確保方策	180	150	140	120	120

(3) 3号認定（0～2歳児で保育園及び認定こども園、地域型保育）

待機児童ゼロを維持するよう、人員の配置などを行います。また、必要に応じて地域型保育の検討も行います

（単位：人）

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	73	63	68	73	73
0歳児	8	8	8	8	8
1・2歳児	65	55	60	65	65
確保方策	73	63	68	73	73
0歳児	8	8	8	8	8
1・2歳児	65	55	60	65	65

(4) 地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4事業について、要望により保育園の3歳未満児の状況を見ながら検討します。

6 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支事業（担当課：教育委員会）

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

こども家庭センターにおいて、統括支援員を中心に児童福祉担当及び母子保健担当との連携を強化し、引き続き相談・助言、利用者支援の充実を図ります。

（単位：か所）

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	2	2	2	2	2

(2) 地域子育て支援拠点事業（担当課：教育委員会）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

子育て支援拠点として、地域子育て支援センターにおいてさらに充実した支援ができるように整備し、引き続き町内全域の子育て家庭への支援を進めます。

[延べ人数（単位：人回）]

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	7,750	7,000	6,730	6,410	6,410
確保方策	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600

(3) 妊婦一般健康診査事業（担当課：健康福祉課）

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、全ての妊婦が定期的に必要に応じた健康診査等を受けられるよう支援する事業です。

引き続き安心して出産できる環境づくりを進めるため費用補助を継続します。

[延べ人数（単位：人回）]

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	120	120	120	120	120
確保方策	120	120	120	120	120

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（担当課：教育委員会）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、関係機関との連携を図る事業です。

引き続き切れ目ない支援として継続します。

（単位：人）

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	40	40	40	40	40
確保方策	40	40	40	40	40

(5) 養育支援訪問事業（担当課：健康福祉課、教育委員会）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

各種訪問事業等を通じて養育支援が必要な家庭の把握に努め、切れ目ない支援を継続します。

（単位：人）

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

(6) 子育て短期支援事業（担当課：教育委員会）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

受け入れ委託事業者と連携し、引き続き必要に応じた対応を行います。

[延べ日数（単位：日）]

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	40	30	7	7	7
確保方策	40	30	7	7	7

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）（担当課：教育委員会）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

養成講座の開催を広く周知するなどして協力会員の確保を図ります。あわせて様々な機会を捉え、子育て世代への周知を図ります。

[延べ人数（単位：人）]

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	180	180	180	180	180
確保方策	180	180	180	180	180

(8) 一時預かり事業(担当課:教育委員会)

■幼稚園型

幼稚園又は認定こども園において、主に在園児を対象に実施する預かり保育に係る支援を行う事業です。

[延べ人数(単位:人日)]

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	80	160	160	160	160
確保方策	80	160	160	160	160

■幼稚園型以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育園等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

現状どおり七久保保育園で対応をしていきます。利用状況に応じて、実施場所の変更などを検討します。

[延べ人数(単位:人日)]

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	20	20	20	20	20
確保方策	20	20	20	20	20

(9) 延長保育事業(担当課:教育委員会)

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業です。

今後も希望する家庭の受け入れを継続します。また、要望によって開所時間の延長なども検討します。

[実人数(単位:人)]

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	140	140	130	120	120
確保方策	140	140	130	120	120

(10) 病児保育事業(担当課:教育委員会)

病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

病児・病後児保育室おひさまハウス及び駒ヶ根市(すずらん病児保育室)と委託契約し、必要数が確保できるよう事業を継続していきます。

[延べ人数(単位:人回)]

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	327	293	274	268	257
確保方策	564	564	564	564	564

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）（担当課：教育委員会）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

手狭になっていた実施場所の環境改善を検討し、新たな施設を設置する予定となっています。既存の活動場所も有効活用しながら、学童クラブの利用だけでなく他の活動とも併用できる施設として、こどもにとってよりよい事業を提供できるよう進めます。また、現在は増加傾向にありますが、今後、減少傾向に転じた場合も想定し、施設の活用や支援員の体制を検討します。

[登録児童人数（単位：人）]

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	213	206	210	191	181
内1年生	45	39	48	29	30
内2年生	40	40	35	43	26
内3年生	51	48	48	42	52
内4年生	36	33	32	32	28
内5年生	21	25	23	22	23
内6年生	20	21	24	23	22
確保方策	220	220	220	220	220

(12) 子育て世帯訪問支援事業（担当課：教育委員会）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

支援が必要な家庭に対し、家事・子育て等の援助が行えるよう、事業所の確保等の検討を行います。

(単位：人)

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

(13) 児童育成支援拠点事業（担当課：教育委員会）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習サポート、相談支援、食事の提供等を行う事業です。

令和7年度に「飯島町こども第三の居場所」の設置を予定しています。町内の学校に通うすべてのこどもたちが、未来に希望を持ち、自己肯定感と地域の人や社会と関わる力を育み、こどもらしく過ごすことができる居場所の設置及び運営を目指します。

(単位：人)

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	—	3	4	5	7
確保方策	—	10	10	10	10

(14) 親子関係形成支援事業（担当課：教育委員会）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換できる場を設ける等必要な支援を行う事業です。

こどもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、こどもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けプログラムとしてペアレントトレーニングを引き続き実施します。事業内容の充実や参加者の継続受講の確保に努めます。

[延べ人数（単位：人）]

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	6	6	6	6	6
確保提供数	12	12	12	12	12

(15) 妊婦等包括相談支援事業（担当課：健康福祉課）

妊婦及びその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等に応じ、必要な支援につなげる伴奏型支援を行う事業です。

母子手帳交付の際、全ての妊婦と面談します。その後、プレママの会や個別フォローが必要な妊婦に対し訪問等での面談を行います。引き続き、妊婦や子育て家庭に寄り添った切れ目ない子育て支援に繋がります。

[実人数（単位：人）]

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	40	40	40	40	40
確保提供数	40	40	40	40	40

(16) 乳児等通園支援事業（担当課：教育委員会）

現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付事業です。

令和8年度に誰でも通園制度が開始する予定です。実施方法等について、今後検討を進めます。

（単位：人日）

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	—	3	3	9	9
確保提供数	—	3	3	9	9

(17) 産後ケア事業（担当課：健康福祉課）

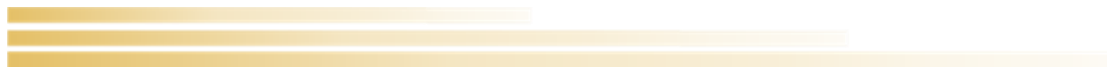
退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

引き続き利用料補助を行い、安心して育児ができるよう支援します。

〔単位：契約医療機関・団体数〕

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	3	3	3	3	3
確保提供数	4	4	4	4	4

第 6 章 計画の推進をするために



第6章 計画を推進するために

第1節 様々な主体による計画の推進

1 こどもの意見の施策への反映

こども基本法第11条の規定に基づき、こどもが関わる幅広い分野の施策の推進において、こどもの意見を聴取し、反映することが求められています。こども基本法に基づく「市町村こども計画」となる本計画の推進にあたっては、こどもの意見聴取と施策反映を進めていく必要があります。

2 飯島町子ども・子育て会議

本計画の策定と見直し、評価、点検等を行う場として、保育・教育関係者、子育てに関わる方や機関の代表者で構成する「飯島町子ども・子育て会議」を設置しています。

また、子育て世帯やこども本人を対象とした大規模なニーズ調査や、子育て中の方による意見交換会など幅広く意見を取り入れ、より良い子ども・子育てに関する計画の策定及び見直しに関する事項を協議します。

3 関連事業

本計画に関連する各行政計画において、推進・進行管理を行うものとします。関連する各行政計画において改訂・見直しがあった場合には、その内容を必要に応じて反映するものとします。

4 庁内での推進体制

子育て支援を総合的に推進し、より良いサービス等を提供していくために庁内での連絡、連携を密にして推進を行っていく必要があります。

「飯島町子ども・子育て会議幹事会」において、庁内関係者が集まり、本計画や関係の計画の進捗や関係施策の確認、検討を行います。また、各関係機関がこども・若者、子育て家庭の声の把握に努め、より良い子育て支援が行えるよう推進します。

5 地域全体での推進

計画の推進については、行政や保育園、学校、企業等だけでなく、地域全体での協力が必要となります。「地域のこどもは地域で育てる」というような地域全体への意識の啓発を推進します。

地域全体でそれぞれの人が連携、協力しながらより良い子育て環境を整備する必要があります。

第2節 計画の進行管理

計画の進行管理については、PDCA サイクルに基づいて計画を着実に推進します。

○計画策定【P (Plan)】

飯島町こども計画（本計画）を策定し、ホームページ等で公開します。策定、見直しは「飯島町子ども・子育て会議」などを通じて議論を行います。

○計画推進【D (Do)】

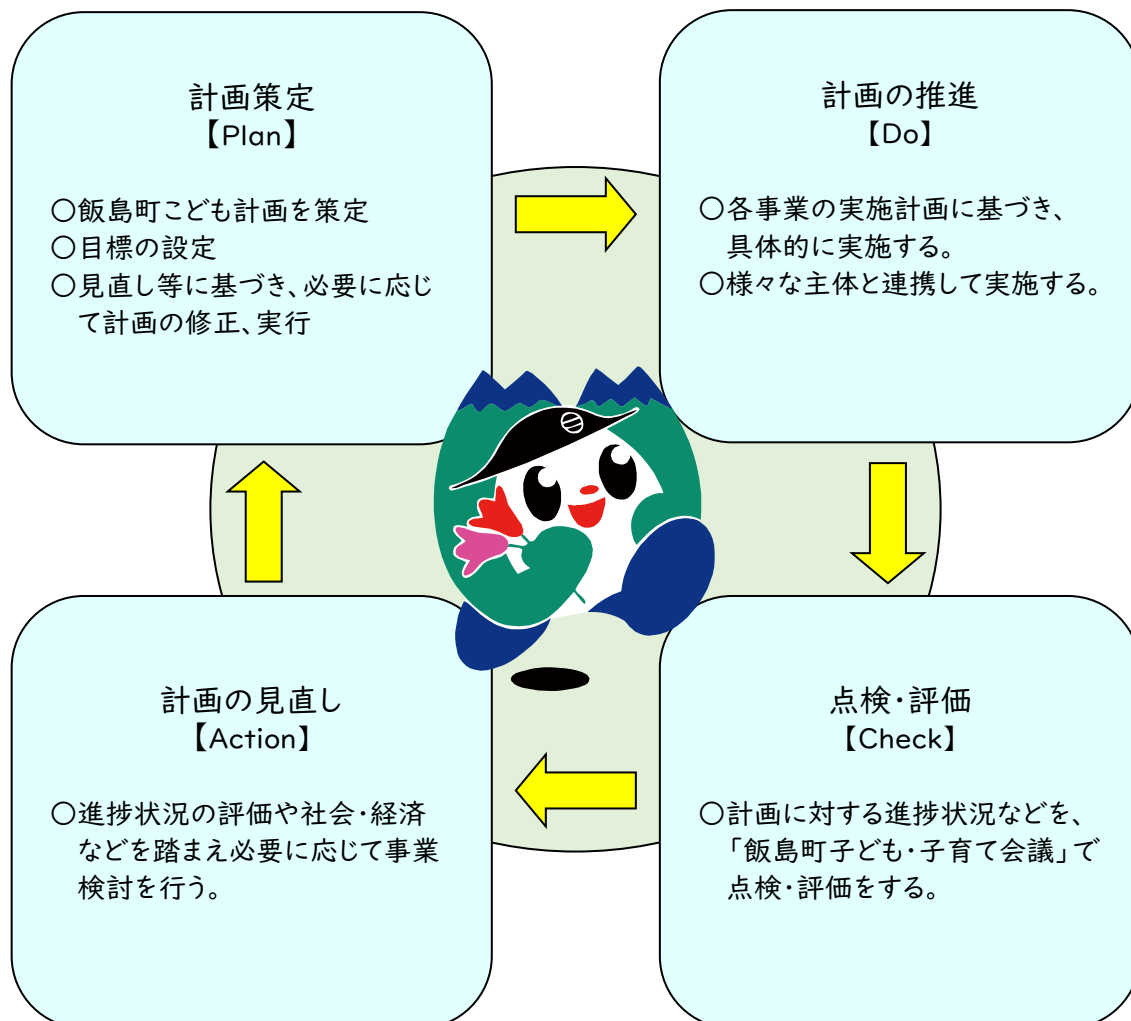
本計画に基づき、事業を推進します。設定された目標数値を目指し、実施します。

○点検・評価【C (Check)】

計画全体や、目標数値に対する達成度を把握し、評価を行います。必要に応じて把握したデータを「飯島町子ども・子育て会議」に報告し、計画内容の見直しなどを含めた検討を行います。

○計画見直し【A (Action)】

評価と社会的な情勢等の変化を踏まえて計画の見直しを行います。事業の内容や方向性、目標数値の設定など必要に応じて見直します。



○飯島町子ども・子育て会議設置要綱

平成 26 年 12 月 18 日
教委告示第 8 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の趣旨により、飯島町における子ども子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、飯島町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の策定に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援事業計画を総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項
- (3) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 子育て会議は、次に掲げる者のうちから 15 名以内で組織し、町長が委嘱する。

- (1) 保育園運営審議会委員（飯島町町営保育園管理規則（昭和 52 年飯島町規則第 6 号）第 3 条の規定により委嘱された委員）
- (2) 飯島中学校校長
- (3) 児童又は生徒の保護者の代表
- (4) 青少年育成に関係する団体の代表
- (5) 子育て世代で構成する子育て支援に関する団体の代表
- (6) 社会教育に関係する団体の代表
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、その職にあるため委員となった者の委員としての任期は、その職の在職期間中とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長は第 3 条に掲げる者のうちから委員の互選により選出し、副会長は会長の指名によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事)

第 6 条 幹事は、町職員のうちから若干人を町長が任命する。

- 2 幹事は、会議の所掌事務について委員を補佐する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第 8 条 子育て会議の事務局は、教育委員会事務局に置く。

(補則)

第 9 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

飯島町子ども・子育て会議委員名簿

	氏 名	区 分	職 名
1	吉川 恵子	保育園運営審議会委員	主任児童委員
2	小平 利哉	保育園運営審議会委員	飯島小学校校長
3	有賀 和美	保育園運営審議会委員	七久保小学校校長
4	片桐 佳益	保育園運営審議会委員	飯島保育園保護者会長
5	上村 俊明	保育園運営審議会委員	七久保保育園保護者会長
6	遠山 雄太	保育園運営審議会委員	東部保育園保護者会長
7	酒井 修一	中学校校長	飯島中学校校長
8	酒井 崇宏	児童・生徒の保護者代表	飯島小学校PTA会長
9	寺岡 宏紀	児童・生徒の保護者代表	七久保小学校PTA会長
10	唐澤 隆行	青少年育成協議会	青少年育成協議会会長
11	片桐 良晃	児童・生徒の保護者代表	飯島中学校PTA会長
12	佐々木理絵	子育て世代団体代表	ママポケット代表
13	星野 政寛	社会教育委員	社会教育委員代表
14	伊藤 敦	スポーツ推進委員	スポーツ推進委員代表
15	宮下 幸子	学識経験者 町長が必要と認める者	飯田短期大学 教授

飯島町こども計画策定経過

年 月 日	内 容
令和6年6月 8日	第1回飯島町子ども・子育て会議
令和6年6月24～7月22日	アンケート調査
7月18日	町長を囲んでおしゃべり会
11月 5日	庁内連絡会議
12月 6日	第2回飯島町子ども・子育て会議
12月23日	飯島町子ども・子育て会議幹事会
令和7年1月20日	パブリックコメント
1月 日	定例教育委員会にて素案説明
2月 日	庁議
3月 日	飯島町議会における説明報告

飯島町こども計画

令和7年●月

飯島町教育委員会こども室

〒399-3702

長野県上伊那郡飯島町飯島2529番地

電 話 0265-86-3111

FAX 0265-86-5596

電子メール gakkou@town.iijima.lg.jp